

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書

(案)

平成27年 月 日

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会

目次

序章 はじめに	4
第1章 青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状と課題	6
1 青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状	7
(青少年のインターネット利用機会の一層の拡大・利用機器の多様化)	7
(青少年のインターネット上のサービスの利用実態の多様化)	12
(青少年のインターネット利用に係る事業者の多様化)	15
(コミュニティサイト等に起因する青少年の犯罪被害等の増加等)	16
(青少年・保護者のインターネット利用に係るトラブルの増大・リスクの多様化)	18
(青少年のインターネット利用時間等の長時間化)	19
(青少年及び保護者のインターネット・リテラシー及び問題意識の格差の顕在化)	21
2 現状における課題認識	27
(「子供達を守り育てる」との原点回帰の重要性)	27
(青少年のライフサイクル等を見通した取組の重要性)	28
(保護者の見守り・ペアレンタルコントロールができていない場面の増加等)	29
(実証的なエビデンスの集約・分析・フィードバック等の高度化)	30
(地域における取組格差の拡大)	31
3 今後の取組の方向性に関する基本的な考え方	32
(1) 機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立った、フィルタリング等の実効的な青少年保護に係る取組(青少年保護・バイ・デザイン)の充実強化を図るべき	32
(青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた、フィルタリング等の実効的な青少年保護に係る取組の一層の促進・支援)	32
(青少年のインターネット利用に係る事業者等の責務・役割の再整理)	35
(国際的なスタンダードを踏まえた、第三者機関等を活用した民間主導の取組の促進・支援)	37
(児童ポルノ等に係る違法・有害情報対策の充実強化)	39
(2) 青少年のライフサイクルを見通して、保護者の責務が適切に履行されるよう、家庭への支援を充実強化するとともに、青少年のインターネット・リテラシーの向上と節度ある生活習慣の定着化を図るべき	41
(青少年のインターネット利用に関する適切な生活習慣の定着化)	41
(青少年及び保護者に対するインターネット・リテラシー教育の充実強化)	42

(保護者による青少年のインターネット利用の管理の在り方).....	43
(保護者に対する実効性ある普及啓発の在り方).....	46
(青少年に対して指導的な立場にある者等の人材育成の推進).....	49
(3) ベストプラクティス等の情報共有・集約化と実証的なエビデンスに基づくPDCAサイクルを意識した推進体制の構築を図るべき.....	51
(ベストプラクティス等の情報共有・集約化).....	51
(実証的なエビデンスに基づく検証サイクルの構築のための調査研究等の高度化).....	52
(民間主導の取組の実効性を高めるためのステークホルダー間の調整サイクルの必要性).....	52
(定着度の検証に重点を指向した地域における持続可能な啓発サイクルの構築).....	53
(検討会の在り方の見直し等).....	54
第2章 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画の見直しに係る提言	56
第1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策についての基本的な方針	56
第2 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項	59
第3 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項	63
第4 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項	65
第5 その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項	66
第6 推進体制等	69
第3章 別添資料	71

序章 はじめに

政府においては、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「法」という。）」に基づき、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第2次）」（平成24年7月6日子ども・若者育成支援推進本部決定）（以下「第2次基本計画」という。）を決定し、青少年を取り巻くインターネット利用環境の整備をめぐる課題に、地方公共団体及び民間団体等と連携して取り組んできた。

第2次基本計画では、特に留意すべき課題として、スマートフォンを始めとする新たな機器への対応、保護者に対する普及啓発の強化、国、地方公共団体、民間団体の連携強化の3つの項目を掲げ、施策・取組を推進してきたところであり、関係機関・団体が連携・協力して、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」等の総合的・集中的な広報・普及啓発活動が展開されているほか、学校や保護者が集う場等において、情報モラルに関する取組やインターネットの安心・安全な利用に係る啓発講座等が実施され、地域の実情に応じ、地域や学校において自主的なルールを定める取組等が行われるなど、一定の成果が認められる。

しかしながら、スマートフォン、携帯ゲーム機、携帯音楽プレイヤー等のインターネット接続機器や、アプリ等の多様なサービスの利用が急速に青少年に浸透・普及しており、その利用環境についても、携帯電話会社の提供する通信回線のみならず、Wi-Fi等の公衆無線LAN等の接続環境が急速に拡大し、MVNO等の新たなサービスを始めとして、青少年のインターネット利用に関わる事業者の事業態様も一層複層化・多様化の度を強めている。

政府においても、世界最高水準のIT利活用社会を実現することを目指しており、デジタル技術における技術革新とグローバルな高度情報通信社会が今後更に進展することが見込まれることから、青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備については、このような急速な高度情報通信社会の進展等を背景として、今後、時間や場所にかかわらず、多様なインターネット利用が一層青少年に普及・浸透することを見据えた取組を推進する必要がある。

また、青少年のインターネット利用を適切に把握・管理し、見守るべき立場にある保護者の役割は極めて大きいものがあるものの、青少年やその保護者が把握しておくべき情報量が増大する中、青少年の被害に係るいわゆるリベンジポルノ等のプライベート画像の流出等、一度被害に遭うとその回復が困難な事案や、誹謗中傷や無許可による画像掲載等が犯罪行為に当たるといった認識不足に起因したトラブルやいわゆるインターネット上の「炎上」事案等が発生する一方で、保護者の目の届かないところで、青少年のインターネット利用を見守るためのフィルタリング等の利用率がやや伸び悩みを見せるなど、保護者等が青少年のインターネット利用の実態を十分に把握できていない状況が認められる。

本検討会では、このような青少年のインターネット利用環境をめぐる諸情勢の急速な変化等を踏まえ、平成26年2月より第2次基本計画の見直しに向けた検討を開始し、平成26年2月から本年 月まで 回にわたり、関係機関・団体等からヒアリング等を実施し、各関係者においてこれまでに実施してきた第2次基本計画に基づく施策・事業等の取組の実施状況等の検

証等を行うとともに、これらの議論の状況等について、随時、内閣府のWEBサイト等に公開等して、関係機関・団体等へのアウトリーチ・情報共有等に努めてきた。

本報告書は、本検討会におけるこれまでの議論等を総括し、青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状と課題を整理し、青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備について、今後の基本的な取組の方向性を提示するとともに、これらを踏まえ、基本計画の見直しに係る提言を取りまとめたものである。

本検討会としては、本報告書で提示した基本的な考え方等を踏まえ、PDCAサイクルを意識して、青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備について、青少年のインターネット利用の実態等を踏まえつつ、実証的なエビデンスに基づき、制度の在り方の見直しも含めた必要な対応等について、関係省庁の有識者会議等と連携して、継続的に検討を進めて参りたい。

第1章 青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状と課題

「1 青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状」として、内閣府の青少年のインターネット利用環境実態調査等に基づき、インターネット社会において、青少年のインターネット利用の態様が大きく変化している実態について論点を整理し、「2 現状における課題認識」として、これらの状況を踏まえた課題認識を提示する。

その上で、これらを踏まえ、「3 今後の取組の方向性に関する基本的な考え方」として、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の見直し等を見据え、青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備のために求められる、今後の取組の方向性について、

機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立った、フィルタリング等の実効的な青少年保護に係る取組（青少年保護・バイ・デザイン）の充実強化を図るべき

青少年のライフサイクルを見通して、保護者の責務が適切に履行されるよう、家庭への支援を充実強化するとともに、青少年のインターネット・リテラシーの向上と節度ある生活習慣の定着化を図るべき

ベストプラクティス等の情報共有・集約化と実証的なエビデンスに基づくPDCAサイクルを意識した推進体制の構築を図るべき

の3つの柱を軸として、基本的な考え方を提示する。

1 青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状

(青少年のインターネット利用機会の一層の拡大・利用機器の多様化)

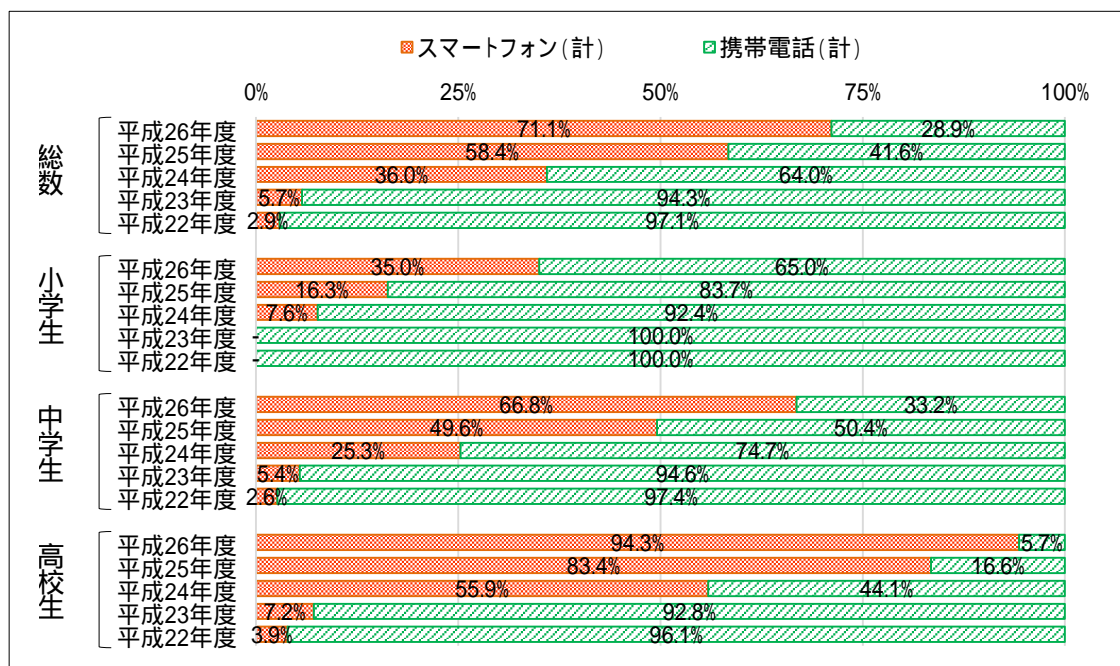
青少年のインターネット利用機会の急速な拡大(スマートフォンの普及等)

法施行時に青少年が利用していたインターネット接続機器は、主に「携帯電話・PHS」であったが、平成23年頃から「スマートフォン」が急速に普及し、平成26年度の内閣府の調査によると、青少年の6割後半が携帯電話・スマートフォンを利用しており(図表1)¹、その内の7割強がスマートフォンを利用している(図表2)。青少年において、従来の携帯電話からスマートフォンへの機器の移行が顕著になっている。

図表1 青少年の携帯電話・スマートフォンの利用率

	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
総数	66.4 %	59.5 %	54.8 %	52.6 %	52.4 %
小学生	46.1 %	36.6 %	27.5 %	20.3 %	20.9 %
中学生	60.4 %	51.9 %	51.6 %	47.8 %	49.3 %
高校生	95.2 %	97.2 %	98.1 %	95.6 %	97.1 %

図表2 青少年の携帯電話・スマートフォンの利用割合

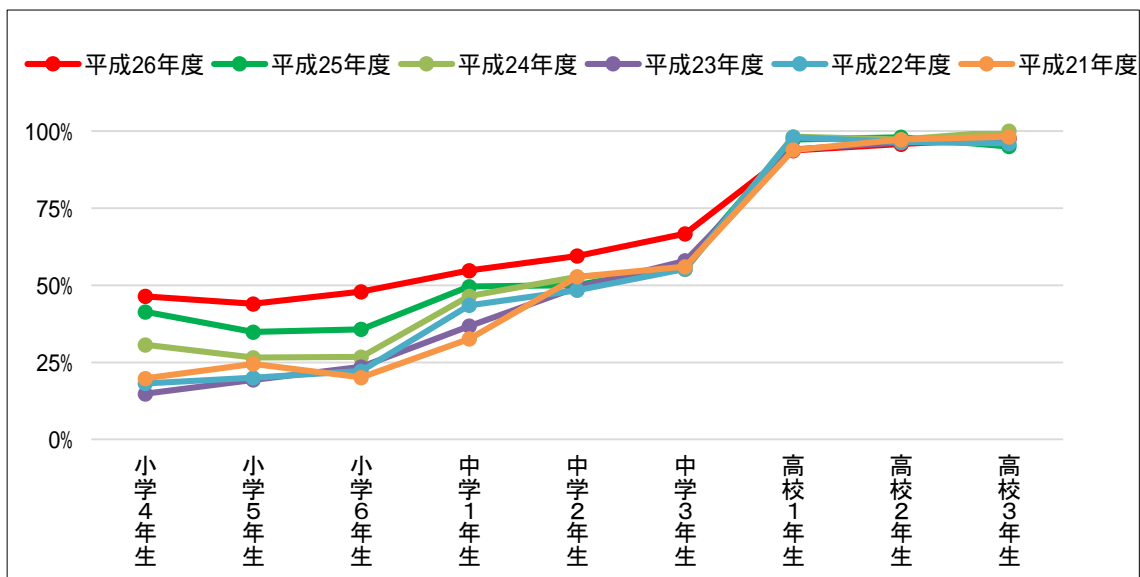


¹ 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」(図表1～8、10～19は、平成21年度～平成26年度調査結果より作成。 http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai_list.html)

・平成26年度より調査方法等を変更したため、平成25年度以前の調査結果と直接比較できないことに留意。

また、平成 21 年度から平成 26 年度の携帯電話・スマートフォンの利用率の変化を見ると、小学生における利用率が上がっていることから、携帯電話・スマートフォン利用の低年齢化が進んでいることがうかがえる（図表 3）

図表 3 学年別の携帯電話・スマートフォンの利用状況



青少年がインターネットを利用する機器の多様化

平成 26 年度の内閣府の調査によると、青少年の 7 割台後半が、青少年に対して調査した 15 機器のいずれかの機器でインターネットを利用している（図表 4）。インターネットを利用する機器については、スマートフォン、ノートパソコン、携帯ゲーム機、タブレット、デスクトップパソコン、携帯音楽プレイヤーの順で利用されており、青少年がインターネットを利用する機器も一層多様化している。MVNO等²の新たなサービスが普及しつつある中で、携帯電話の契約の切れたスマートフォンやいわゆる格安スマートフォンについても、青少年及びその保護者において一定の利用が浸透していることがうかがえる（図表 5）。

図表 4 青少年のインターネット接続機器の利用率（平成 26 年度）

	インターネット接続機器 を利用する割合	機器を利用して、イン ターネットを利用する割合
下記のいずれかの機器	91.3 %	76.0 %
スマートフォン	44.8 %	42.9 %
いわゆる格安スマートフォン	0.6 %	0.6 %
機能限定スマートフォンや子供向けスマートフォン	1.7 %	0.8 %
携帯電話の契約が切れたスマートフォン	2.9 %	2.1 %
携帯電話	11.4 %	3.5 %
機能限定携帯電話や子供向け携帯電話	8.9 %	0.9 %
ノートパソコン	24.6 %	23.0 %
デスクトップパソコン	11.9 %	11.0 %
タブレット	14.0 %	12.6 %
学習用タブレット	5.9 %	4.0 %
子供向け娯楽用タブレット	0.3 %	0.2 %
携帯音楽プレイヤー	25.4 %	9.5 %
携帯ゲーム機	43.4 %	18.5 %
据置型ゲーム機	25.6 %	7.7 %
インターネット接続テレビ	3.3 %	1.7 %

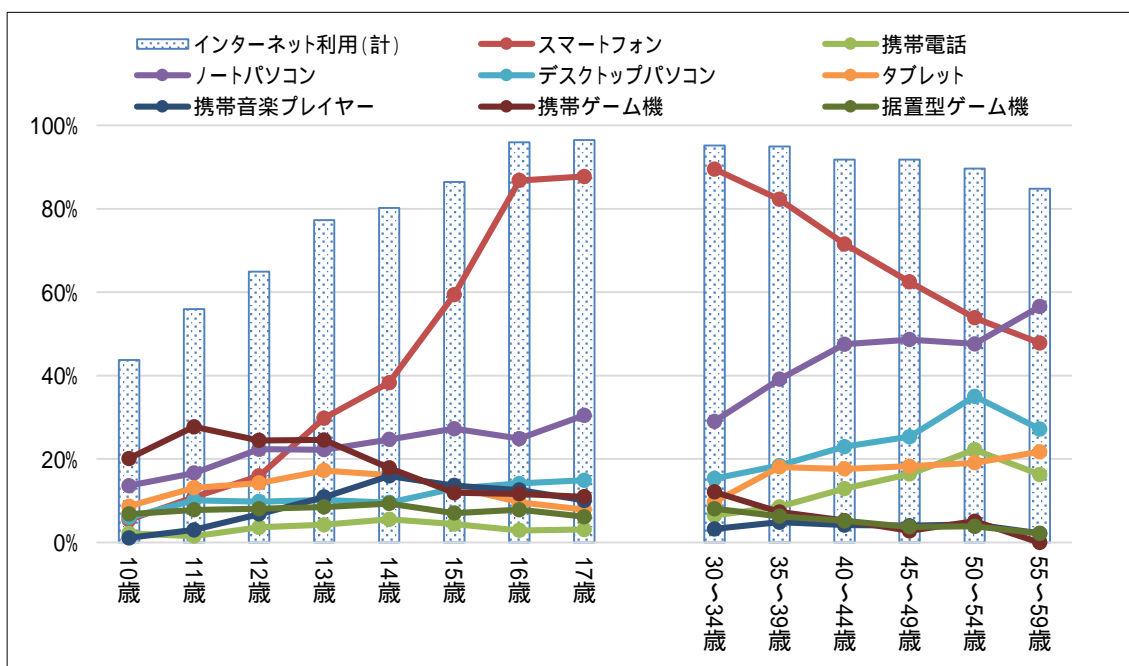
² MVNO(Mobile Virtual Network Operator)とは、移動通信事業者(MNO:Mobile Network Operator)の無線ネットワークを活用して多様なサービスを提供する通信事業者である。総務省「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(平成14年6月策定)では、MVNOを「MNOの提供する移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者」であって、「当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者」と定義している。

図表5 保護者のインターネット接続機器の利用率（平成26年度）

	インターネット接続機器を利用する割合	機器を利用して、インターネットを利用する割合
下記のいずれかの機器	97.2 %	91.8 %
スマートフォン	69.5 %	68.1 %
いわゆる格安スマートフォン	1.1 %	0.9 %
携帯電話の契約が切れたスマートフォン	3.1 %	2.0 %
携帯電話	30.7 %	14.2 %
ノートパソコン	50.2 %	46.0 %
デスクトップパソコン	26.1 %	24.1 %
タブレット	18.9 %	17.9 %
携帯音楽プレイヤー	11.4 %	4.1 %
携帯ゲーム機	10.8 %	4.9 %
据置型ゲーム機	12.2 %	4.8 %
インターネット接続テレビ	11.5 %	5.1 %

青少年及び保護者のインターネット接続機器の利用状況を年齢別にみると、16歳、17歳の青少年と30歳から39歳の保護者においては、スマートフォンの利用率が8割以上となっている（図表6）。また、青少年、保護者ともに、ノートパソコン、デスクトップパソコンについては、年齢が高いほど、利用率が高い傾向があり、携帯ゲーム機については、年齢が高いほど、利用率が低い傾向がみられる。このように、インターネットを利用する際の利用機器について、年齢ごとに、異なった傾向がみられる。

図表6 青少年及び保護者のインターネット接続機器の利用率（平成26年度）



(青少年のインターネット上のサービスの利用実態の多様化)
青少年によりインターネット上で利用されるサービスの多様化

青少年がインターネットを利用する機器が、携帯電話からより高機能なスマートフォン等に急激にシフトしていることを背景に、端末側で青少年が利用するインターネット上のアプリ等のサービスの態様も大きく変化している。これまでのEメールのやりとりやWEBの閲覧等に加えて、端末特性を踏まえ動画視聴や多様なアプリケーションの利用が急速に浸透しており、とりわけ、LINEを始めとする無料通話アプリ等のコミュニケーションを目的としたソーシャルメディアの利用が拡大している³。

平成26年度の内閣府の調査によると、青少年のインターネットの利用内容は、高校生では、コミュニケーション(89.6%)、動画視聴(78.3%)、音楽視聴(76.4%)が上位、中学生では、動画視聴(68.8%)、ゲーム(68.7%)、音楽視聴(65.2%)が上位、小学生では、ゲーム(73.8%)、動画視聴(53.7%)、情報検索(48.4%)が上位となっている(図表7)

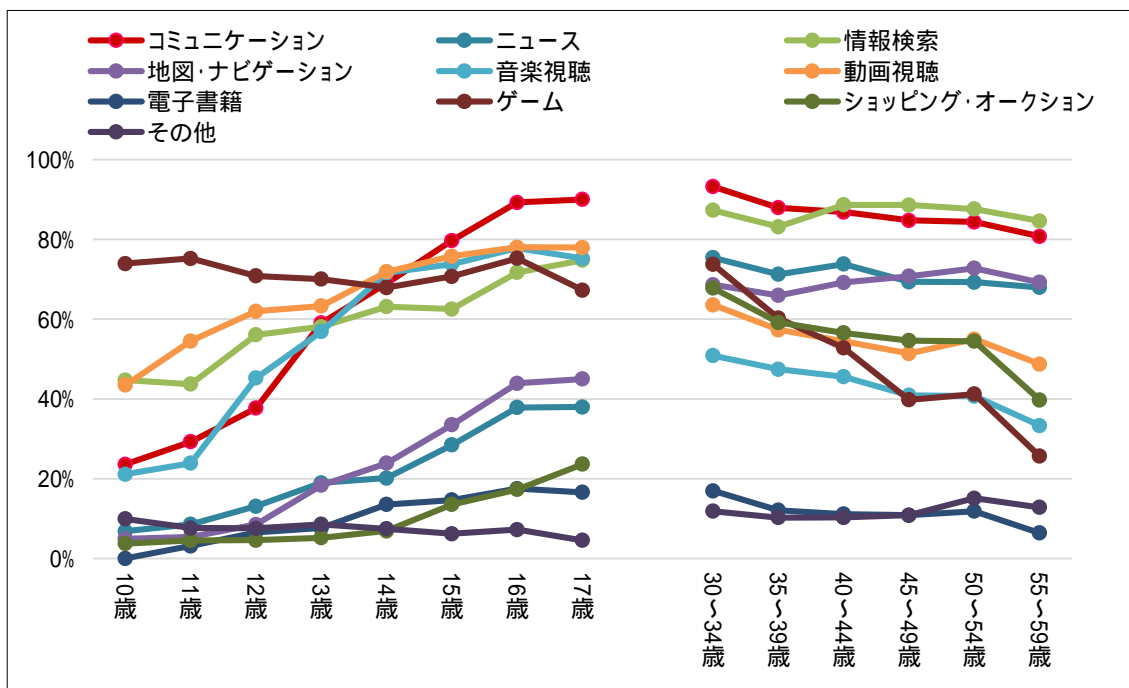
図表7 青少年のインターネットの利用内容(平成26年度)

	総数	小学生	中学生	高校生
コミュニケーション	66.2 %	28.7 %	64.6 %	89.6 %
ニュース	24.4 %	9.1 %	20.5 %	37.8 %
情報検索	62.2 %	48.4 %	60.0 %	73.2 %
地図・ナビゲーション	26.8 %	6.1 %	21.9 %	43.9 %
音楽視聴	61.5 %	28.7 %	65.2 %	76.4 %
動画視聴	69.0 %	53.7 %	68.8 %	78.3 %
電子書籍	11.6 %	3.0 %	11.8 %	16.4 %
ゲーム	71.0 %	73.8 %	68.7 %	71.7 %
ショッピング・オークション	11.4 %	4.5 %	7.6 %	19.0 %
その他	7.1 %	8.9 %	7.3 %	5.8 %

³ 総務省「情報通信白書平成26年版」(第1部 第1節 第1節 1 ICTの進化によるライフスタイルの変化、<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h26/html/nc141100.html>)によれば、ソーシャルメディアの利用率は、平成24年度と平成25年度を比べると、例えばLINEでは20代の利用率が48.9%から80.3%に増加し、FacebookやTwitterなどにおいても利用率が高まっていることなどから、10~20代の若年層をはじめとした幅広い層で、利用率が上昇していることがうかがえる。

青少年及び保護者のインターネットの利用内容を年齢別にみると、青少年では10歳から13歳でゲーム、15歳から17歳でコミュニケーションの利用が最も高い。保護者では、30歳から39歳でコミュニケーション、44歳から59歳で情報検索の利用が最も高く、また、年齢が高いほど、ゲームの利用が低い傾向がみられる。このように、年齢ごとに、インターネットの利用内容には異なった傾向がみられる（図表8）。

図表8 青少年及び保護者のインターネットの利用内容（平成26年度）



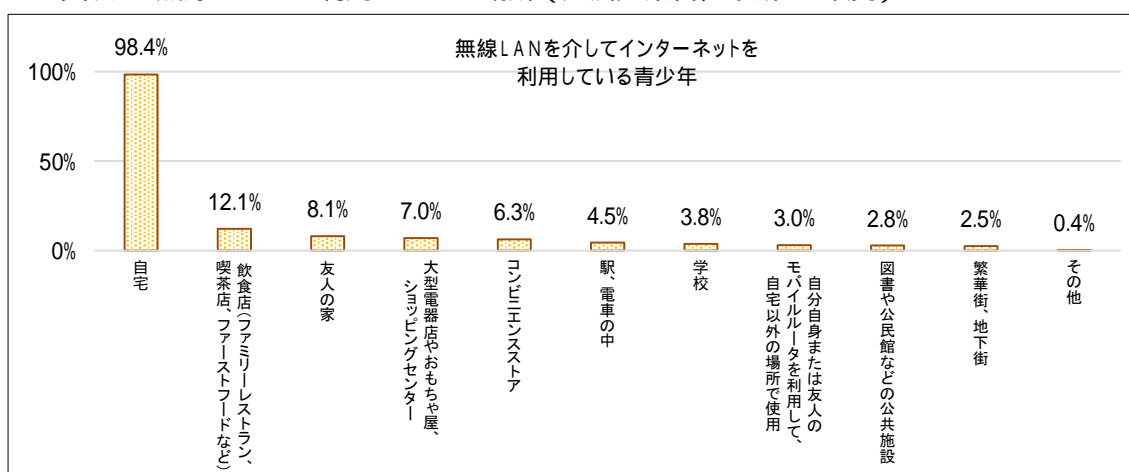
青少年のインターネットを利用する接続環境の多様化

インターネットの接続環境についても、携帯電話会社の提供する通信役務・ネットワークだけではなく、家庭や公共の場所等で提供されるWi-Fi等の公衆無線LANを通じてインターネットに接続する機会が増加するなど、急速に多様化している。

平成26年度の内閣府の調査によると、青少年のインターネット接続機器における無線LANの利用率は、タブレットで8割強、スマートフォンで7割台後半となっている⁴。

また、平成25年度の経済産業省の調査によると⁵、インターネット接続機器で無線LANを使っている場所は自宅が最も多く、次いで、飲食店、友人の家となっている(図表9)。

図表9 無線LANを利用している場所(経済産業省、平成25年度)



今後、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、公衆無線LANを通じたインターネット接続環境の整備が急速に進められることが予想され、青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備については、このような接続環境の一層の多様化とその一層の浸透・拡大を念頭に置いて取組を進める必要がある。

⁴ 平成26年度調査では、スマートフォンでの無線LAN回線の利用率は、総数(n=1475)で77.6%、小学生(n=98)で68.4%、中学生(n=483)で77.6%、高校生(n=874)で78.6%となっている。また、平成25年度の調査では、総数(n=632)で56.0%、小学生(n=36)で25.0%、中学生(n=180)で58.3%、高校生(n=408)で58.3%となっている。

⁵ 経済産業省「平成25年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備(青少年インターネット利用環境整備に係る調査)機器ごとのインターネット利用状況調査報告書」(http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/policy/pdf/H25_kikigoto.pdf)。集計対象は、インターネットを利用している青少年。

(青少年のインターネット利用に関係する事業者の多様化)

青少年のインターネット利用に関係する機器・サービス・接続環境等の利用環境は、主として携帯電話によるインターネット利用を想定していた従来と比較して、関係する事業者のレイヤーが極めて複層化・多様化しており、携帯電話事業者やコミュニティサイト運営事業者のみならず、OS等のプラットフォーム事業者、アプリ開発・提供事業者、MVNO事業者、量販店、インターネット接続機器の製造事業者・販売事業者等の国内外の多くのICT事業者等が関わり、その役割や事業者内及び事業者間の連携状況等が極めて多様かつ複雑なものになっている⁶。そして、デジタル技術における技術革新等を背景に、この傾向は今後、一層加速化することが見込まれる。

このため、青少年やその保護者等の利用者の視点から見ると、機器やサービス等の多様化等とも相まって、青少年のインターネットの利用に関係する事業者の連携状況を含め、それぞれの事業者が果たすべき責務や役割が極めて分かりにくいものになっている。

⁶ 総務省「情報通信白書平成26年版」(第1部第3節2(1))ICT各レイヤーにおける市場の成長性と展開状況、<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h26/html/nc123210.html>等

(コミュニティサイト等に起因する青少年の犯罪被害等の増加等)

児童ポルノ、危険ドラッグ等のインターネット上の違法・有害情報の氾濫(コンテンツリスクの増加等)

インターネット上の違法・有害情報のうち、特に深刻なものとして、児童ポルノ、危険ドラッグ、いわゆるリベンジポルノ等が挙げられる⁷。新たなインターネット接続機器・サービスの青少年への急速な普及・浸透等に伴って、これらの情報に青少年が接触する危険性が更に増大していることが懸念される。このような情勢を踏まえ、児童ポルノ⁸、危険ドラッグ⁹、いわゆるリベンジポルノ¹⁰については、平成 26 年中に議員立法により規制が強化されている。

平成 26 年における児童ポルノ事件の送致件数は、1,828 件、送致人員は、1,380 人、児童ポルノ事犯を通じて新たに特定された被害児童数は、746 人、送致件数・被害児童数ともに過去最多を更新しており、また、児童ポルノの製造事犯は、900 件と過去最多を更新しており、極めて憂慮すべき情勢にある¹¹。児童ポルノ事犯を通じて新たに特定された被害児童数のうち、小学生以下の児童は 140 人、これら児童に係る児童ポルノの約 7 割が強姦・強制わいせつ的手段により製造されている。最近の特徴としては、スマートフォンを使用して被害にあった児童が 313 人と、全体の約 4 割を占めており、平成 25 年に比べて約 1.5 倍に増加している。また、いわゆる自撮りという自らの画像を撮影して送信する事案も 36.6%を占めている。

⁷ 警察庁「平成 25 年中の「インターネット・ホットラインセンター」の運用状況等について」(<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h25/pdf03-2.pdf>)によれば、インターネット・ホットラインセンターが受理した通報件数は 130,720 件(前年比-65,754 件)、そのうち、違法情報は 30,371 件(-8,562 件)、有害情報は 3,428 件(-8,575 件)、警察への通報件数は 19,030 件(-6,535 件)となっている。なお、児童ポルノについては平成 22 年度以降減少または横ばいで推移している。

⁸ 第 186 回国会において、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 79 号)可決・成立。

⁹ 第 187 回国会において、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 122 号)可決・成立。

¹⁰ 第 187 回国会において、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(平成 26 年法律第 126 号)可決・成立。

¹¹ 警察庁「児童ポルノ対策」「検挙状況・被害状況」

http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/statistics.html

コミュニティサイト等に起因する青少年の犯罪被害等の増加

平成 22 年をピークに、一旦減少傾向が認められていたコミュニティサイトに起因する青少年の被害件数についても、平成 25 年には、無料通話アプリの ID を交換する掲示板等に起因する犯罪被害等の増加を背景に、再び増加に転じており、平成 26 年の上半期も増加傾向にある。また、インターネット利用に係る犯行予告や爆破予告等のほか、誹謗中傷や無許可による画像掲載等も発生している。

警察庁の公表したコミュニティサイトに起因する児童被害に係る調査結果（平成 26 年上半期）によれば¹²、被害児童がアクセス手段として携帯電話（スマートフォンを含む。）を使った事犯は、約 9 割を占め、そのうちスマートフォンを利用して被害に遭った児童数は 543 人と調査を開始して過去最多であった平成 25 年下半期の結果を上回っており、携帯電話を使った事犯の約 9 割となっている。また、サイト利用について保護者から注意を受けていない被害児童が 5 割以上を占め、調査を開始した平成 22 年以降、保護者から注意を受けていない児童数が依然として過半数を超えている。被害児童の使用携帯電話の名義については、本人名義が約 2 割で、両親名義の割合が 7 割以上（71.7%）を占めており、携帯電話の購入時の来店状況をみると、保護者と被害児童が一緒に来店した割合が 8 割以上を占めているものの、フィルタリング未加入の被害児童が 9 割以上を占め、調査を開始した平成 22 年以降、9 割前後の高い数値で推移している。

また、警察庁が公表したサイバー補導の現状によれば¹³、平成 25 年 4 月からの試行期間を含め、平成 26 年末までに全国で補導した児童は 597 人、その内訳は女子 572 人、男子が 25 人、平均年齢は 16.1 歳、最年少は 13 歳の女子（中学 1 年生）であった。補導した児童は、保護者の知らないうちに援助交際等の書き込みなどを行っているなどの特徴があり、保護者が青少年のインターネット利用状況を十分に把握できていない状況がうかがえる。

¹² 警察庁「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果について（平成 26 年上半期）」
http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h26/h26_community-1.pdf

¹³ 警察庁「サイバー補導の現状と今後の取組について」（平成 27 年 3 月 12 日）
<http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/cyberhodou/genjototorikumi.pdf>

(青少年・保護者のインターネット利用に係るトラブルの増大・リスクの多様化)

青少年への多様なインターネット利用が急速に浸透する中で、オンラインゲーム・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）に係るトラブル・消費者相談等やウイルス等の情報セキュリティに係るトラブルが急増しており¹⁴、とりわけ、プライベート画像の流出等、一度被害に遭うとその回復が困難な事案や、誹謗中傷や無許可による画像掲載等が犯罪行為に当たるといった認識不足に起因したトラブルやいわゆるインターネット上の「炎上」事案¹⁵等も発生するなど、青少年のインターネット利用に係るリスクの多様化がうかがえる^{16 17}。

¹⁴ 消費者庁「平成 26 年版消費者白書」（第 1 部 第 2 章 第 2 節（4）デジタルコンテンツの普及とそれに伴う消費者トラブル、http://www.caa.go.jp/information/hakusyo/2014/honbun_1_2_2_4.html）によれば、オンラインゲームに関する消費生活相談は近年増加傾向にあり、平成 25 年度の総数は 5,827 件。このうち、未成年者に関する相談件数は、2,439 件と全体の約 4 割を占めている。また、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、未就学児の相談が約 3.6 倍、小学生（低学年）の相談が約 2.4 倍、小学生（高学年）の相談が約 2.1 倍、中学生の相談が約 1.8 倍と増えており、低年齢化が進んでいることがうかがえる。

¹⁵ 平成 25 年に SNS 等のソーシャルメディアを通じた、飲食店やコンビニエンスストア、交通機関などにおける不適切な写真の投稿によるいわゆるインターネット上の「炎上」事案が各種報道において注目された。

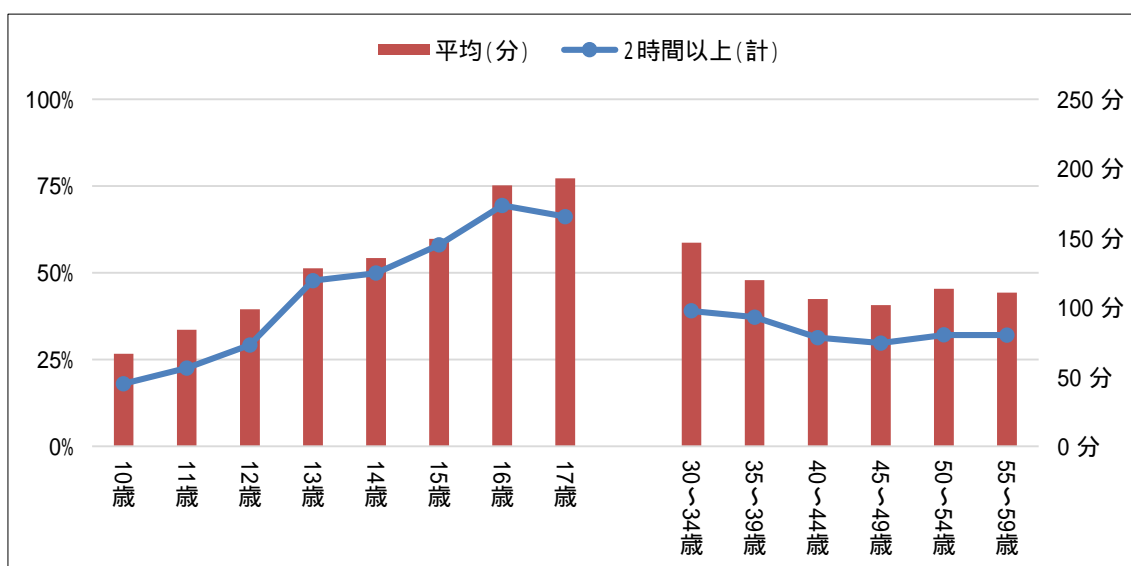
¹⁶ 例えば、警察庁では、啓発資料「STOP！ネット犯罪」（http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/newsrelease/news_mar10_2014_stop_cyber_crime.pdf）において、児童ポルノ、児童買春、強姦などの犯罪被害とともに、恐喝、威力業務妨害、不正アクセスなどの青少年による犯罪に対しても具体的な事例を上げて、周知を図っている。

¹⁷ これらのリスクへの対応として、学校・大学等では、ソーシャルメディアの適切な使い方のガイドラインを作成し、青少年のインターネット・リテラシーの向上に向けて、取組が実施されている。例えば、産学連携した自主的取組を推進する民間団体である安心ネットづくり促進協議会では、青少年の年齢・特性や地域性等に応じて、学校や PTA 団体、教育関連機関等がガイドラインを作成できるように、「ソーシャルメディアガイドライン」（<http://www.good-net.jp/safe-internet/guideline/>）を公開している。また、聖心女子大学では、平成 23 年より、ソーシャルメディアの利用における情報の扱いに関するガイドラインの策定を進め、平成 24 年 4 月に「ソーシャルメディア扱いのガイドライン」を大学 H P（<https://www.u-sacred-heart.ac.jp/life/files/socialmedia.pdf>）に掲載し、学生に対して周知を図っている。

（青少年のインターネット利用時間等の長時間化）

平成 26 年度の内閣府の調査によると、青少年のインターネット利用は、年齢が上がるとともに長時間傾向にある（図表 10）。とりわけ、スマートフォンを通じたインターネット利用が長時間化しており、スマートフォンでインターネットを利用している青少年のうち5割台後半が、平日の1日当たり、2時間以上、スマートフォンでインターネットを利用（平均時間は約 141 分）している（図表 11）¹⁸。

図表 10 青少年及び保護者のインターネットの利用時間（平成 26 年度）



¹⁸ オンラインゲーム等への依存に加えて、時間や場所を選ばないモバイル機器を用いたソーシャルメディア依存といった、新たな依存傾向の増加や生活習慣の乱れが懸念され、とりわけ、スマートフォン等の高機能の機器の利用については、思春期の若者の中にいわゆる「ネット依存」の傾向のある者が一定程度存在することが各種調査研究等により指摘されている。

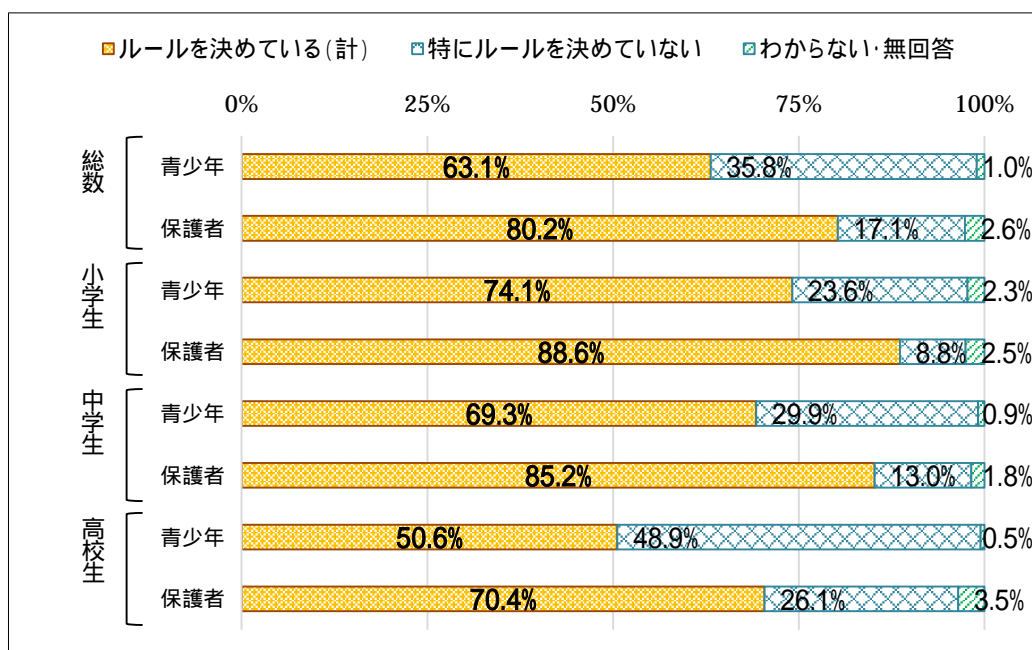
図表 11 機器別の青少年のインターネットの利用時間（平成 26 年度）

	2時間以上インターネットを 利用する割合	平均時間(分)
スマートフォン	56.0 %	140.7 分
格安スマートフォン	47.4 %	138.4 分
子供向けスマートフォン	17.9 %	63.4 分
携帯電話の契約が切れたスマートフォン	27.4 %	91.7 分
携帯電話	13.3 %	49.3 分
子供向け携帯電話	-	13.3 分
ノートパソコン	9.6 %	44.9 分
デスクトップパソコン	11.8 %	49.8 分
タブレット	17.3 %	59.6 分
学習用タブレット	8.6 %	42.2 分
子供向け娯楽用タブレット	-	13.8 分
携帯音楽プレイヤー	27.5 %	79.6 分
携帯ゲーム機	15.7 %	53.0 分
据置型ゲーム機	6.4 %	32.9 分
インターネット接続テレビ	6.9 %	40.3 分

(青少年及び保護者のインターネット・リテラシー及び問題意識の格差の顕在化)
青少年とその保護者のインターネット・リテラシー等の格差

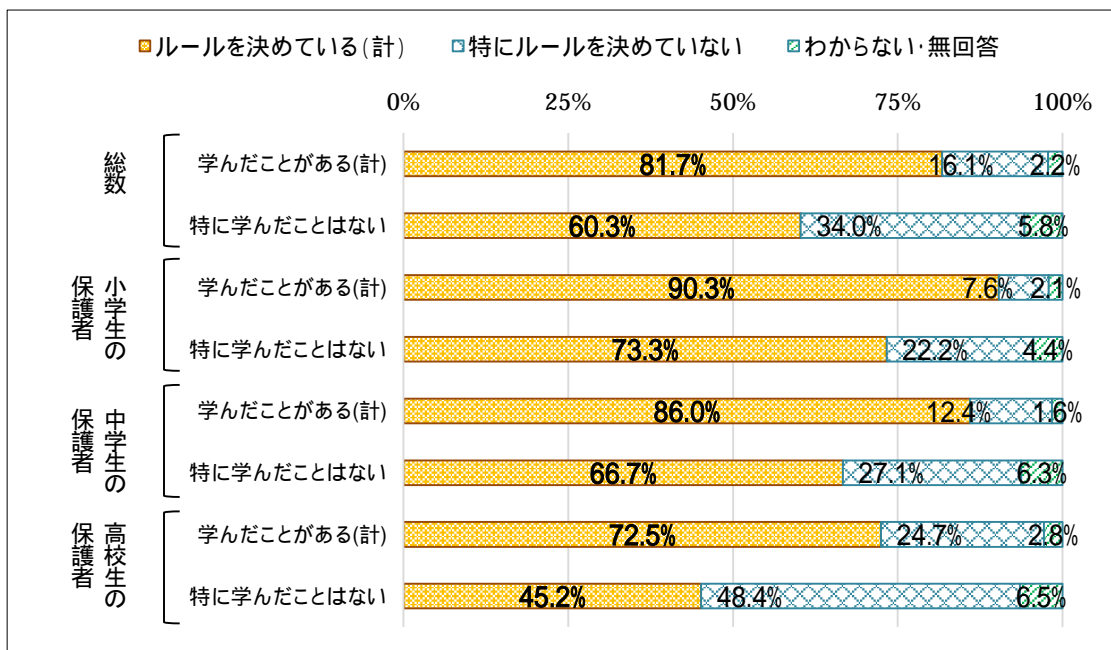
平成 26 年度の内閣府の調査によると、青少年とその保護者の家庭におけるルールの取り決めに係る認識について大きな格差がある（図表 12）。また、インターネットに関する啓発や学習の経験のある保護者とない保護者との間では、家庭におけるルールや取り決めについて大きな差異が認められる（図表 13）¹⁹。

図表 12 家庭のルール（青少年と保護者の認識とのギャップ）（平成 26 年度）



¹⁹ 総務省「平成 26 年度 青少年のインターネット・リテラシー指標等」(http://www.soumu.go.jp/main_content/000315097.pdf)によると、スマートフォンやSNSを使う際の家庭でのルールがある青少年は、家庭でのルールがない青少年より、インターネット上の危険・脅威に対応するための能力を数値化するテストの正答率が相対的に高く、フィルタリング利用率も高いことから、家庭でのルールのある青少年のリテラシーが高いことが指摘されている。

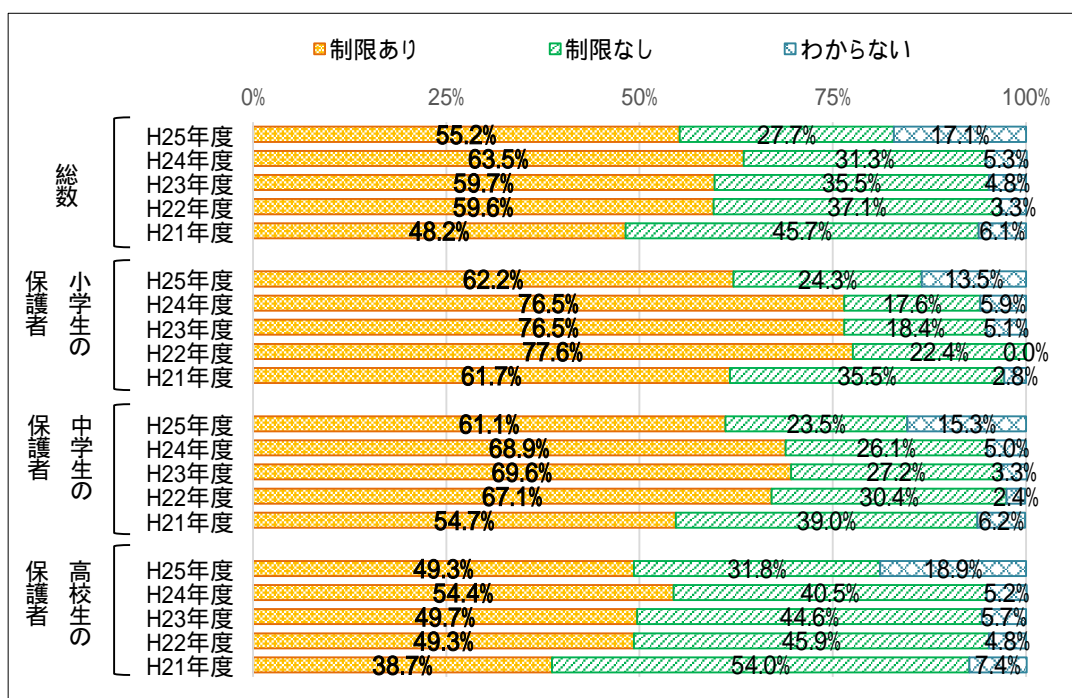
図表 13 家庭のルール（保護者の啓発学習経験の有無）（平成 26 年度）



青少年のインターネット利用に係る保護者の管理(ペアレンタルコントロール)の困難化等(フィルタリング等の利用率の低下等)

平成 25 年度の内閣府の調査によると、携帯電話・スマートフォンのフィルタリング等²⁰の利用率は、平成 25 年度に初めて減少に転じた(図表 14、15)²¹。

図表 14 携帯電話・スマートフォンのフィルタリング等利用率



図表 15 携帯電話・スマートフォンのフィルタリング等利用率(機器別)

		平成 25 年度			平成 26 年度 (参考値)
		制限あり	制限なし	わからない	制限あり
携帯電話	総数	66.7 %	23.6 %	9.7 %	61.1 %
	小学生	64.6 %	24.0 %	11.5 %	71.5 %
	中学生	71.2 %	19.4 %	9.4 %	53.8 %
	高校生	62.6 %	30.3 %	7.1 %	34.4 %
スマートフォン	総数	47.5 %	30.5 %	22.0 %	46.2 %
	小学生	50.0 %	26.3 %	23.7 %	34.1 %
	中学生	51.5 %	27.5 %	21.0 %	49.2 %
	高校生	46.5 %	32.1 %	21.4 %	47.1 %

²⁰ 「フィルタリング等」とは、フィルタリングや機種・設定により閲覧を制限することをいう。

²¹ 平成 26 年度の携帯電話・スマートフォンのフィルタリング等利用率は、平成 25 年度調査と調査方法等が異なるため、参考値となる。

とりわけ、青少年がスマートフォンを利用してインターネットを利用し、フィルタリングを導入・設定している保護者について、どのようなフィルタリングを導入・設定しているのか聞いた結果、「詳しいフィルタリングの設定内容はわからない」と回答した保護者が2割台前半を占めていることや（図表16）、保護者が青少年のインターネット利用に関するリスクを十分に自覚することなく、その求めに応じてフィルタリングを安易に解除する場合等も認められることから（図表17）、青少年やその保護者が把握しておくべき情報量が増大する中、青少年のインターネット利用を適切に把握・管理し、見守るべき立場にある保護者の役割は極めて大きいものがあるものの、保護者等が青少年のインターネット利用の実態を十分に把握できていない状況等が認められる。

図表16 スマートフォンのフィルタリングの設定状況（平成26年度）

	携帯電話事業者が提供するフィルタリング	Wi-Fiなどの無線LANに対応したフィルタリング	アプリに対応したフィルタリング	フィルタリングの設定内容がわかる（計）	詳しいフィルタリングの設定内容はわからない	無回答
	総数	64.1%	10.7%	12.5%	72.3%	23.5%
小学生の保護者	54.5%	18.2%	29.5%	72.7%	25.0%	2.3%
中学生の保護者	67.5%	14.9%	14.5%	75.7%	19.6%	4.7%
高校生の保護者	62.7%	7.2%	9.7%	69.9%	25.9%	4.2%

図表17 スマートフォンのフィルタリングの解除理由（平成26年度）

	わからないため	理由不明のため	フィルタリングを利用しなくても、子供の適切なインターネット利用を管理できるため	子供にとってフィルタリングが不便と感じた	フィルタリングの設定やカスタマイズが難しいため	フィルタリングの効果がわからなかった	お金がかかるため	特に必要を感じない	その他
スマートフォン	43.2 %	41.4 %	39.6 %	2.7 %	1.8 %	1.8 %	2.7 %	7.2 %	

また、平成27年2月に警察庁が公表した、スマートフォンを対象とした携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨状況等実態調査結果によれば²²、フィルタリングの説明・推奨状況が適切と認められた店舗は半数程度であり、スマートフォン用のフィルタリングの知識が要求される調査項目において不適切とされた店舗が多く認められたほか、スマートフォンのフィルタリングの仕組み等が複雑で保護者への説明に苦労を感じている販売員が多いことや、子供の意向に左右され、フィルタリングを利用しない又は解除する保護者が多いこと、都道府県別の説明・推奨状況に顕著なばらつきがあることが認められる。

²² 警察庁「携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨状況等実態調査」（平成27年2月）
<http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/filtering/270212filtering.pdf>

また、スマートフォン等の携帯電話は、青少年が利用する場合には、原則として、フィルタリングの利用が条件とされているところ²³、タブレット・携帯ゲーム機・携帯音楽プレイヤー等の同様のインターネット利用環境を提供する機器であっても、フィルタリング等が利用されている率には大きな格差が生じている（図表 18）。

図表 18 機器別のフィルタリング等利用率（平成 26 年度）

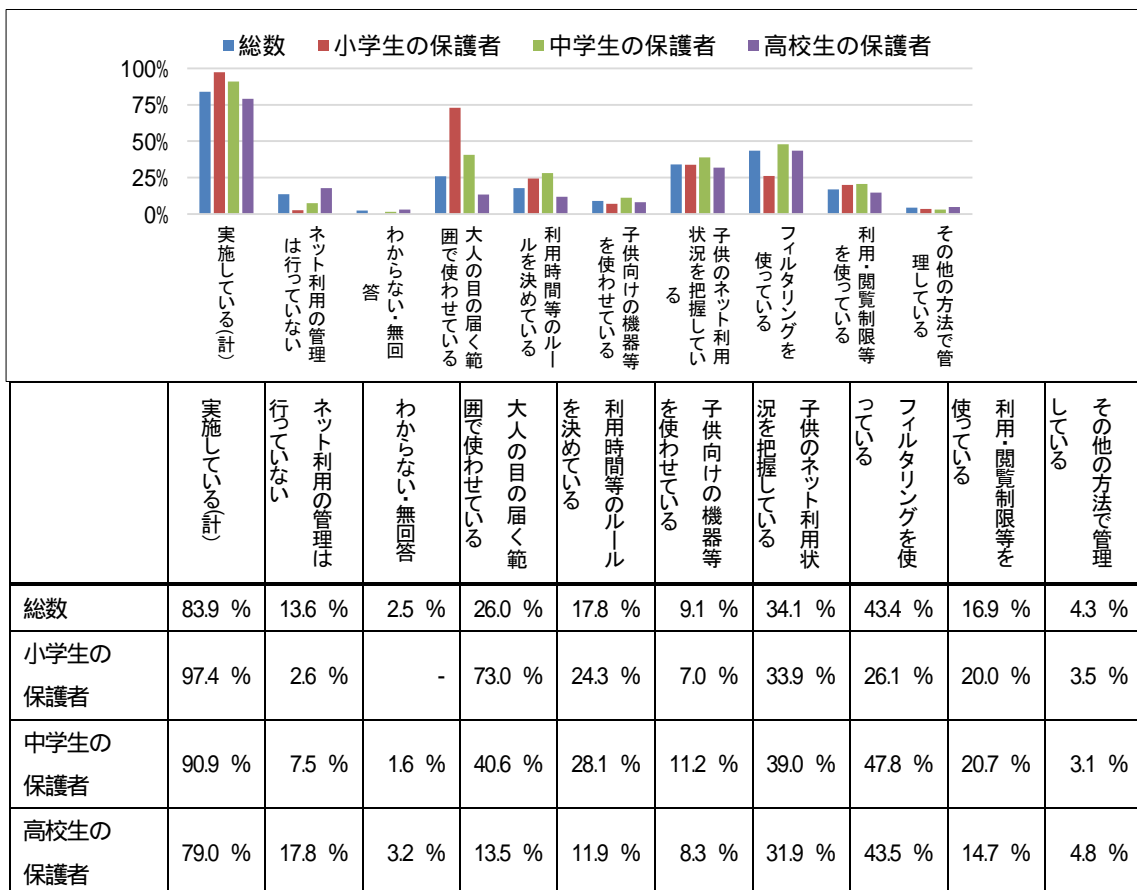
	フィルタリングを使っている・機器の利用制限等を使っている	インターネットが使えない機種・設定のため使っていない	フィルタリング等利用率
スマートフォン	46.4 %	0.6 %	47.0 %
いわゆる格安スマートフォン	31.8 %	-	31.8 %
機能限定スマートフォンや子供向けスマートフォン	35.4 %	29.2 %	64.6 %
携帯電話の契約が切れたスマートフォン	14.3 %	7.5 %	21.8 %
携帯電話	12.2 %	33.4 %	45.6 %
機能限定携帯電話や子供向け携帯電話	5.0 %	75.0 %	80.0 %
ノートパソコン	15.6 %	0.6 %	16.3 %
デスクトップパソコン	17.5 %	0.8 %	18.4 %
タブレット	14.3 %	1.3 %	15.6 %
学習用タブレット	37.3 %	10.2 %	47.6 %
子供向け娯楽用タブレット	-	60.0 %	60.0 %
携帯音楽プレイヤー	4.6 %	32.2 %	36.8 %
携帯ゲーム機	12.1 %	14.8 %	26.9 %
据置型ゲーム機	6.0 %	17.9 %	23.9 %
インターネット接続テレビ	2.8 %	3.4 %	6.3 %

²³ 青少年インターネット環境整備法第 17 条は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、その役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末等の使用者が青少年である場合に、原則として、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を、その役務の提供の条件とする義務を課すとともに、保護者に対し、青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務を締結する場合にはその旨を申告する義務を課すものである。なお、スマートフォンによる公衆無線 LAN 回線を使用したインターネット接続については、現在、携帯電話インターネット接続役務として整理されていない。

なお、平成 26 年度の内閣府の調査によると、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするために実施している保護者の取組について聞いた結果²⁴、青少年の利用率が高いスマートフォンに関しては、青少年がスマートフォンを利用する保護者の8割前半が、いずれかの方法で青少年のインターネット利用に関する取組を実施していた。

取組内容は、上位から「フィルタリングを使っている」(43.4%)、「子供のネット利用状況を把握している」(34.1%)、「大人の目の届く範囲で使わせている」(26.0%)、「利用時間等のルールを決めている」(17.8%)、「利用・閲覧制限等を使っている」(16.9%)、「子供向けの機器等を使わせている」(9.1%)となっている(図表 19)。

図表 19 青少年のインターネット利用に関する保護者の取組(スマートフォン)(平成 26 年度)



²⁴ 平成 26 年度の内閣府の調査結果によると、青少年のインターネット利用に関する保護者の取組として、青少年がインターネットに接続できる「機器を利用しているが、インターネットが使えない機種・設定のため、インターネットを利用していない」との回答は、子供向け携帯電話(75.0%)、携帯電話(33.4%)、携帯音楽プレイヤー(32.2%)が上位となっている。

2 現状における課題認識

（「子供達を守り育てる」との原点回帰の重要性）

第1に認識すべき課題は、青少年の安全で安心なインターネット利用環境整備については、「子供達を守り育てる」という原点に立ち返り、利用者の視点に立って、機器・接続環境・事業環境等を問わず、青少年の安全で安心なインターネット利用環境が整備されるよう、インターネット上の青少年保護とはどうあるべきか、基本的なコンセンサスを確認・共有することである。

1で言及したとおり、デジタル技術における技術革新と急速な高度情報通信社会の進展等の中で、時間や場所にかかわらず、利用者がそのニーズに合わせて通信サービスや機器を自由に組み合わせて利用できる環境の実現に向けて、今後、これまで以上に、個人のライフサイクルや企業のビジネスモデル等、様々な領域で一層その変化が加速化していくことが予測される。また、事業者と利用者に係る情報の非対称性や保護者のインターネット・リテラシーの実情等に鑑みると²⁵、これらの急速な技術革新に伴う変化は、地域間・個人間のインターネット・リテラシーの格差等を更に大きく広げる方向で働くことも考えられる。

このため、青少年のインターネット利用環境についても、多様なインターネット利用が一層普及・浸透することを前提に、その実態の変化等を見据えて、利用者の視点に立って、機器・接続環境・事業環境等を問わず、適切にインターネットの利用環境の整備を図ることが重要であり、この目指すべき「着地点」に係るコンセンサスを踏まえつつ、機器・ネットワーク・コンテンツの各レイヤーにおいて、事業者等が、青少年のインターネット利用を管理する保護者の責務履行を適切に補助・支援し、利用者の信頼に応えたサービスを提供するなど²⁶、利用者の信頼に応える実効的な青少年保護に係る取組が進められるよう、自主的かつ主体的な民間主導の取組を促すとともに、積極的に社会的責任を果たすことを

²⁵ 総務省「ICTサービス安心・安全研究会報告書 ～消費者保護ルールの見直し・充実～ ～通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等～」（平成26年12月4日公表、http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_02000152.html）において、電気通信サービスの基本的特性として、「電気通信サービスの契約締結においては、基本的に、電気通信事業者及び代理店と利用者間の情報の非対称性、交渉力の格差が拡大する傾向にあり、利用者が十分に契約内容やサービスの品質を理解して契約を締結することが困難となっている。その情報の非対称性等を埋めるべく、利用者が契約を締結するに当たって受ける説明の内容を充実させ、説明に要する時間を拡大する等の対応が行われているが、他方で説明を受ける利用者の負担の増加にもなっているほか、提供条件の説明によっても、なお、契約内容やサービスの品質を契約締結時に把握するには一定の限界があるのが実情である。」(p.4)と指摘されている。

²⁶ 「ICTサービス安心・安全研究会報告書」において、「SIMロック解除が推進された場合には、これまで、端末と通信サービスが一体的に提供されてきたことを前提として事業者が担ってきた端末のアフターサービスについて、関係する事業者間で利用者への対応に当たる体制を明確にするとともに、インターネット利用における青少年保護が適切に図られるよう、課題の整理を行うことが適当であると考えられる。」(p.43)と指摘されている。

促進・支援するための環境整備が重要であると考えられる^{27 28 29}。

(青少年のライフサイクル等を見通した取組の重要性)

第2に認識すべき課題は、青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備については、青少年が適切にインターネットを「使いこなす力」が身に付けられるよう、青少年とその保護者に対して、乳幼児期から学童期、思春期を経て、青年期まで、青少年の年齢を縦断して継続的に寄り添い、大人として社会的な自立に至るまでの、ライフサイクルを見通した重層的な支援が重要であることについて、基本的なコンセンサスを共有・確認することである。

インターネットを「使いこなす力」は、これからの社会で必要不可欠であり、交通安全

²⁷ とりわけ、スマートフォン等の携帯電話については、MVNO等の新たなサービスを複数の事業者が連携して提供する場合等に、青少年のインターネット利用に係る事業者としての自覚や取組が不十分な場合があることも指摘されており、平成26年12月にSIMロック解除に係るガイドラインが改正され(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000275.html)、これまで機器と通信サービスが一体的に提供されてきたことを前提として事業者が担ってきたサービス等についても、今後、新たな事業者の参入等が見込まれることから、平成26年10月に公表された「モバイル創生プラン」(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000134.html)を踏まえ、MVNO等の新たなサービスの普及に当たっては、関係する事業者において、利用者の信頼に応えたサービスを提供し、連携してその社会的責任を果たしていくことが求められる。

²⁸ 青少年のインターネットの利用に係る事業者については、様々な事業形態のICTサービスが急速に普及し、青少年インターネット環境整備法が制定された段階では想定されていない事業形態も認められるところであるが、これらの事業者においても、青少年保護に係る上記の「着地点」に係る基本的な方向性を踏まえ、ユニセフ等において策定された「子どもの権利とビジネス原則」(<http://www.unicef.or.jp/csr/pdf/csr.pdf>)等の国際的なスタンダードとなる指針等を参考に、その事業の特性に応じて、自主的かつ主体的に、利用者の視点に立って、積極的にその責務を果たしていくことが求められる。

ユニセフと国際電気通信連合(ITU)が2014年9月に公表した「インターネット上の子どもの保護に関するガイドライン」(<http://www.unicef.or.jp/news/2014/0057.html>)は、情報通信技術(ICT)を使用する際の子どもの安全を守るために適用されるものであり、インターネット及びそれに関連した技術やインターネットに接続できる機器(携帯電話やゲーム機を含む。)を使用する際の子どもの安全を、いかにして企業が確保することができるのか、以下の5つの主要分野に整理して提言している。子どもの権利に関する考慮を全ての適切な企業方針及び経営管理プロセスに組み入れる。子どもの性的虐待物(子供の性的虐待に関するコンテンツ)の取り扱いに関する標準プロセスを策定する。より安全で年齢にふさわしいオンライン環境を構築する。子どもの安全とICTの責任ある利用について子ども、親、教師に対する教育・啓発を行う。市民参画を広げる手段としてデジタル技術を奨励する。

同ガイドラインは、一般ガイドライン(全ての企業向け)と6つのセクター別チェックリスト(モバイル事業者、インターネット・サービス・プロバイダー、コンテンツ・プロバイダー、オンライン小売事業者、アプリケーション開発事業者、ユーザー作成コンテンツ、インタラクティブ及びソーシャル・メディア・サービス・プロバイダ、国営及び公共サービス放送事業者、ハードウェア・メーカー、オペレーティング・システム開発事業者、アプリケーション・ストア)から構成されている。

²⁹ 公衆無線LANのサービス環境については、極めて多様であるため、実態として個々の環境において利用者が適切にフィルタリング等の利用を求めることができるのかといったフィルタリング提供の実態が判然としないことも指摘されており、MVNO事業者によるスマートフォン等のサービスにおけるフィルタリングの提供についても、関係事業者の役割や責任が不明確であり、販売店等の保護者等との結節点に位置する事業者の対応に際し、青少年のインターネット利用に関わる事業者としての責務の認識自体が希薄な場合があることも指摘されている。

ルールと同様に、自分自身を守りながら、賢く有効に使えるようにするためには、情報モラルを含め、インターネット・リテラシーを向上させ、その利用について節度ある生活習慣・ルールを主体的に身に付けていくことが重要であり、このためには、家庭において青少年のインターネット利用を適切に把握・管理すべき立場にある保護者等の役割は極めて大きい³⁰。

しかしながら、青少年やその保護者が把握しておくべき情報量が増大する中、保護者等が契約の終了したスマートフォンや保護者名義で解約したスマートフォン等をインターネット接続機器として安易に青少年に使用させてトラブルを生起している事例等も認められ、青少年のアプリの利用状況を含め、保護者等が青少年のインターネット利用実態を十分に把握できていないことや、インターネット接続機器ごとの多様なフィルタリング等の設定方法・カスタマイズ等の仕組み、インターネット利用に起因する犯罪被害の状況、インターネット接続機器やサービス等の利用に際してトラブル等が生じた場合の相談窓口等を十分に認識できていないことなども指摘されている。

また、「デジタル・ネイティブ」といわれる世代が親になり始めている中で、保護者が自らのスマートフォンを安易に子供に利用させる、いわゆる「スマホ子守」の問題も指摘されている。

（保護者の見守り・ペアレンタルコントロールができていない場面の増加等）

第3に認識すべき課題は、上記のように青少年におけるインターネット利用環境が変化する中で、青少年のインターネット利用を適切に把握・管理し、見守るべき立場にある保護者の役割は極めて大きいものがあるものの、青少年やその保護者が把握しておくべき情報量が増大する中³¹ ³²、保護者等のインターネット・リテラシーが十分でないことや大人

³⁰ (公社)日本PTA全国協議会(会長:尾上浩一)では、平成26年7月に、青少年のインターネット利用環境の現状を踏まえ、保護者の青少年のインターネット利用に対する向き合い方や注意点・留意点に関するアピール及び見解として、「青少年のインターネット利用について」(平成26年7月、<http://nippon-pta.or.jp/jigyuu/>)の中で以下の5項目を示している。保護者は子どもの携帯電話・スマートフォン等の所持に関して、責任を持つ。保護者は子どもが利用する様々なインターネット接続機器を把握し、ペアレンタルコントロールをおこなう。保護者はインターネット端末機器の所持に関わらない情報モラル教育や情報活用能力の育成をおこなう。日本PTAは保護者のペアレンタルコントロールや情報リテラシー・モラルに関しての理解・共有を促進する。日本PTAは青少年が利用するインターネット環境整備に関し、あらゆる関係機関と連携・協力する。

³¹ クローズドなネットワークを構築するSNSにおいては、サーバ上ではなく、受信した端末側で送信された情報等が記録されるため、個人情報等が一端、インターネット上に拡散した場合には、削除等による被害の拡大防止が極めて困難であることから、これまで以上に、このようなインターネット上のサービスの特性等を踏まえて、規範意識の醸成や個人情報の適切な取扱い等に係る情報モラル教育の重要性が増大している。

³² (一社)全国高等学校PTA連合会(会長:佐野元彦)では、高校生の実態把握のための調査として「平成25年度全国高校生生活意識調査報告書」(平成26年3月、<http://www.zenkoupren.org/chosakenkyu.html>)を実施し、スマートフォン利用によるトラブルについて、「SNS等はほとんどの高校生が使用しており、中でも4～6%の生徒がトラブルに巻き込まれている。特に友人関係のトラブルや個人情報の流出関連のトラブルが多く見られた。モラルやマナーについての教育が必要だが、親自身が一連の情報端末機器について講習会などを通じて学習することが必要である。」と指摘されている。

自身の生活習慣の問題等³³とも相まって、結果として、保護者の見守り・ペアレンタルコントロールが十分にできていない環境で青少年がインターネットを利用する場面が増加していることが懸念されることである。

オンラインゲーム等への依存に加えて、時間や場所を選ばないモバイル機器を用いたソーシャルメディア依存といった、新たな依存傾向の増加や生活習慣の乱れが懸念され、とりわけ、スマートフォン等の高機能の機器の利用については、思春期の若者の中にいわゆる「ネット依存」の傾向のある者が一定程度存在することが各種調査研究等により指摘されている。

このため、保護者が適切にその責務を果たすことができるよう、青少年とその保護者のインターネット・リテラシー及びインターネット利用の実態等を踏まえつつ、青少年のライフサイクルを見通して、インターネット・リテラシーや情報モラルに係る教育・普及啓発を一層充実強化して、その自覚と理解を深めさせるとともに、青少年のインターネット利用に関係する事業者等においては、「子供達を守り育てる」という原点に立ち戻り、青少年のインターネット上の危険性をできる限り小さくするよう、機器・サービスを提供する場合には、あらかじめフィルタリング等の実効的な青少年保護に係る取組を組み込んだ形で提供するなど、保護者の責務の履行を適切に補助・支援することに重点を指向した青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた取組が一層重要となると考えられる。

(実証的なエビデンスの集約・分析・フィードバック等の高度化)

第4に認識すべき課題は、上記のように青少年におけるインターネット利用環境が変化する中で、青少年のライフサイクルを見据えて、青少年の安全で安心なインターネット利用環境整備に係る施策・事業の実効性を高めるとともに、青少年のインターネット利用の実態等を踏まえつつ、制度の在り方の見直しも含めた必要な対応等を推進するためには、訴求対象の特性等を分析し、問題の所在を適切に認識し、効果測定等を通じてPDCAサイクルを回す前提として、実証的なエビデンスの集約・分析・フィードバック等の体制の整備・高度化が求められるということである³⁴。

³³ また、コミュニティサイト等に起因する青少年の犯罪被害等の増加等やインターネット上の消費者トラブル・相談の増加等に照らすと、青少年のインターネット利用については、保護者がその実態やインターネットの利用に伴うリスクを十分に認識できていない状況(いわゆる「中古スマホ」や「スマホ子守」)が認められ、保護者のインターネット・リテラシーやインターネットの利用実態が青少年のインターネットの利用に係る生活習慣の形成に大きなバイアス・影響を与えていることも懸念される。

³⁴ 「子どもたちのインターネット利用について考える研究会」(座長:お茶の水女子大学教授 坂元章、<http://www.child-safenet.jp/index.html>)では、教育啓発を実施する組織・団体に対して、啓発研修の現場で活用できる「評価指標モデル」を提案している。また、第6期(平成26年7月～平成27年3月)では、機器やサービス種別ではなく、コミュニケーション相手によって求められる力が異なる点に着目して「オンラインコミュニケーション能力のモデル化」に取り組んでいる。

(地域における取組格差の拡大)

第5に認識すべき課題は、上記のように青少年におけるインターネット利用環境が変化する中で、青少年のライフサイクルを見通して、その保護者のインターネット・リテラシーを向上させるための活動やフィルタリング等の閲覧機会の最小化のための取組等については、いわゆる「ネット依存」等の新たな課題への対応を含め、課題認識やこれを踏まえた取組にかなりの温度差が認められるなど、地域間において、取組格差が生じていることである³⁵。地域には、地域の事情・風土・習慣があり、その特性・多様性を尊重しながら、地域の実情に応じ、当事者の最も近いところで、地域に密着した形で課題解決に向けて³⁶、自主的かつ主体的な取組が、持続可能な形で展開できる枠組・プラットフォームが構築されるよう、ボトムアップの取組の促進・支援に重点を指向していく必要がある^{37 38}。

³⁹。

³⁵ 「第3章 別添資料 3 青少年インターネット利用環境整備に関する都道府県条例規制事項一覧」参照。都道府県のうち、9 団体が「スマートフォン等の無線 LAN 接続時のフィルタリングに係る説明義務等」を規定している。

³⁶ 例えば、愛知県では、平成 25 年の条例改正後の状況等を踏まえ、大人がスマートフォン等に対する知識や理解を深め、保護者としての責任を持つことが大切との観点から、平成 26 年度に、保護者が実際にスマートフォン等の機器に触れて、危険性を認識するとともに正しい使い方等を習得する講師出張型の教室(約700 教室)を開催している。

³⁷ 例えば、北海道では、学校長会、PTA 団体、インターネット関連団体、携帯電話・PHS 会社、青少年育成団体、道警、道教委とともに「北海道青少年有害情報対策実行委員会」(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/seisyonen/conso/u-gai-top.htm>)を組織し、「インターネット上の有害情報から青少年を守る道民フォーラム」や「ケータイ安全利用普及技術養成講座」の開催などの取組を通じて、メディアの安全・安心利用のための道民の意識醸成を図っている。

³⁸ 例えば、岐阜県では、岐阜県内の関係団体、関係事業者及び行政機関が協力し、「ネット安全・安心ぎふコンソーシアム」(<http://www.ip.mirai.ne.jp/g-ikusei/consortium/>)を設置し、学校や PTA 等青少年に関わる関係機関等を対象にネット利用にかかる講師派遣を実施するなど、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境づくりに取り組んでいる。

³⁹ 例えば、佐賀県では、誰もが安心してインターネットを利活用できる社会作りに寄与することを目的として、「特定非営利活動法人ITサポートさが」(<http://www.it-saga.jp/>)が、電話やメール、LINE などで相談できるネットのトラブルの相談窓口や、劇や紙芝居を活用した情報モラル教材の提供などの事業を行っている。

3 今後の取組の方向性に関する基本的な考え方

(1) 機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立った、フィルタリング等の実効的な青少年保護に係る取組(青少年保護・バイ・デザイン)の充実強化を図るべき

青少年のインターネット利用環境については、多様なインターネット利用が一層普及・浸透することを前提に、その実態の変化等を見据えて、利用者の視点に立って、機器・接続環境・事業環境等を問わず、適切にインターネットの利用環境の整備を図ることが重要であり、目指すべき「着地点」に係るコンセンサスを踏まえつつ、機器・ネットワーク・コンテンツの各レイヤーにおいて、事業者等が、青少年のインターネット利用を管理する保護者の責務履行を適切に補助・支援し、利用者の信頼に応えたサービスを提供するなど、実効的な青少年保護に係る取組が進められるよう、自主的かつ主体的な民間主導の取組を促すとともに、積極的に社会的責任を果たすことを促進・支援するための環境整備が重要である。

このような観点から、本検討会としては、今後の取組の方向性に関する基本的な考え方の一つ目の柱として、「**機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立った、フィルタリング等の実効的な青少年保護に係る取組(青少年保護・バイ・デザイン)の充実強化を図るべき**」との方向性を提示する。

(青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた、フィルタリング等の実効的な青少年保護に係る取組の一層の促進・支援)

青少年のインターネット利用を取り巻く現状、とりわけ、消費者トラブル・相談等の増加や、インターネット機器の機能の高度化・複雑化に照らせば、保護者のインターネット・リテラシーの向上は、漸次底上げを図るべきものであり、そのため家庭への支援を充実・強化する必要があるが、これに過度に期待・依存することは、現実的な選択肢ではないと考えられる。

このため、本基本計画の見直しに際しては、青少年を取り巻くインターネット利用環境の変化等に適切に対処すべく、「子供達を守り育てる」という原点に立ち戻り、青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いて、青少年がどの機器(デバイス)から、どのようなインターネット接続環境から接続しても、継ぎ目なくインターネットを安全に安心して使える環境を民間主導で整備していくという、目指すべき「着地点」についてのコンセンサスを明確化した上で、フィルタリング等の実効的な青少年保護に係る民間主導の取組を一層促進・支援するという施策の方向性を明確に提示すべきである。

これらの取組に際しては、青少年のインターネットの利用環境の整備について、保護者による見守り・ペアレンタルコントロールを十分にできていない場面等が増加しているという現実を踏まえ、利用者の視点に立って、機器・接続環境・事業環境等を問わず、

青少年のインターネット上の危険性ができる限り少なくなるよう、あらかじめ実効的な青少年保護に係る取組が組み込まれた形で、機器・サービスの設計・提供、事業者内部及び事業者間のシームレスな連携体制の整備等を推進するなど、青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた自主的かつ主体的な取組の更なる拡がりを促進するとともに、保護者において、必要に応じ、フィルタリング等の青少年保護に係る取組が適切に活用されるよう、第三者機関等の能動的な関与の在り方を含め、青少年のインターネット利用を管理するという保護者の責務の履行を適切に補助・支援することに重点を指向した取組の充実強化を図ることが重要である⁴⁰。

このような観点からは、機器・接続環境・事業環境等を問わず、青少年のインターネット上の危険性ができる限り少なくなるよう、フィルタリング等の青少年保護に係る取組の機能・インターフェースや契約・サービス等に係る情報提供・説明・相談窓口等に係る対応の改善等を促進する⁴¹・⁴²、同一のアプリやサービスが提供される機器の間において、インターフェース・仕様等を利用者の視点に立って、より分かりやすく、使い勝手のよいものとなるよう標準化・共通化等を促進・支援する⁴³、利用者が自ら判断してコ

⁴⁰ 具体的に展開することが望ましい取組としては、接続機器の機能の高度化や提供されるサービスの複雑化等を踏まえ、青少年のインターネット利用に関係する事業者等において、機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立って、フィルタリング等のインターフェース・機能等の改善・標準化、利用者の信頼に応えるサービスや情報提供等の支援、フィルタリング等の説明・情報提供等の在り方の改善、フィルタリング提供義務とそれ以外の青少年保護のための機能等の提供に係る取組の整合性の確保、複数事業者が役務提供に関与する事業態様を踏まえた青少年保護に係る事業者間の責務の分担・調整のためのルール等の明確化等が考えられる。

⁴¹ MVNO等のサービスに係る格安スマートフォンや契約を切り替えた親の下がりの「中古スマホ」については、あらかじめ青少年にこれらの利用が一層普及する場合を見据えて、これらの位置づけを含め、販売時等の結節点となる機会での説明・情報提供等について、関与する事業者が多様化・複層化することにより取組に隘路が生じないよう、関係事業者が連携して、実効的な青少年保護に係る取組が講じられるようにする必要があると考えられる。このような観点からは、例えば、インターネット接続機器やSIMカード等の販売やこれらに係るアプリ等の提供に際しては、保護者がより適切にその責務が履行できるよう、フィルタリング等の青少年保護のための取組について、原則的には、機器又はネットワーク上においてアクティブな状態に設定することを標準としつつ、保護者の求めに応じて、これらを変更・解除する場合には、販売店等において、一定の視聴覚教材を視聴させ、保護者の理解と認識を十分に確認した上で、設定を変更できるようにすることなどが考えられる。

⁴² (一社)テレコムサービス協会のMVNO委員会では、MVNOにおけるフィルタリングの具体的な提供の在り方について検討を行い、「MVNOにおけるフィルタリングについての検討結果報告書」(平成27年3月17日、http://www.telesa.or.jp/committee/mvno_new/pdf/MVNO_FIL_report_20150317.pdf)として取りまとめ、「フィルタリングサービスの加入奨励に関する指針(ガイドライン)」を作成した。ガイドラインでは、MVNOにおいても、従来の携帯電話事業者と同様に、青少年に対して携帯電話によるインターネット利用を提供する場合は、フィルタリングサービスの提供を条件として役務を提供するものとしている。例えば、MVNOの場合は、店頭に限らずオンライン等による非対面によるもの等、多様な販売携帯で提供されていることを踏まえた対応が求められるなど、対応例を示している。

⁴³ インターネットに接続するサービスが青少年による青少年有害情報の閲覧に重大な影響を及ぼす場合には、より積極的に青少年保護のため措置を提供すべきであり、現在の携帯電話インターネット接続役務において、フィルタリングの利用を条件として役務提供することが求められていることを踏まえ、整合性のある取組を求めることを検討する必要があると考えられる。例えば、スマートフォンによる公衆無線LAN回線を使用したインターネット接続については、現在、携帯電話インターネット接続役務として整理されていないが、これについても、現在の携帯電話インターネット接続役務において、フィルタリングの利用を条件として役務提供する

コンテンツ等のサービスを選択できるよう、第三者機関等において客観的基準により利用者に分かりやすく分析・評価するシステムを構築し、保護者等の判断に資する情報提供を充実するなど、これらの取組の実効性が最大限確保されるための環境整備を充実強化する必要があると考えられる⁴⁴。

また、スマートフォンを始めとするモバイル機器等については、青少年のインターネット利用環境の実態を踏まえ、端末側でのフィルタリングの設定以外に、一定のアプリケーション・ソフトの起動やインストール自体を制限するアプリ制限機能によっても、アプリによる違法・有害情報の閲覧機会の最小化を図ることが可能である。このため、これらのアプリ制限機能についても、フィルタリング同様、第三者機関により一定の要件を満たすフィルタリング以外のアプリ制限機能が適切に提供されることを促進すべきであると考えられる。

このため、これらの青少年保護のための取組については、スマートフォン等に係るインターネット利用環境の実態等を踏まえて、成長過程の青少年の情報モラルやインターネット・リテラシーの不足を補完し、保護者が青少年にインターネットをその成長の度合いに応じて適切に使用させるためのツールとして、利用者の視点に立って、整合性のある形で位置づけ、保護者によるその積極的な活用を促進・支援するとともに、関係するサイト（アプリ）事業者、プラットフォームとなるOS事業者、機器製造業者等に対しては、現行のフィルタリング提供義務の主体及びその内容との平仄を踏まえ、その自主的かつ主体的な取組を最大限尊重しつつ、保護者による子供の成長段階に即した実効性のある青少年保護に係る主体的な取組を促進・支援するための環境を整備していく必要があると考えられる⁴⁵。

また、これらのフィルタリング等の青少年保護に係る民間主導の取組が実効的に機能しているかについては、PDCAサイクルを意識して、利用者の視点に立って、取組の定着度や効果等の実効性の向上に重点を指向して、第三者機関等を活用するなどして、客観的な検証サイクルやモニタリングスキーム等が構築されることが望ましいと考えられる。

ことが求められていることを踏まえ、利用者の視点に立って、整合的な取組を求めていく必要があると考えられる。

⁴⁴ (一社)モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(代表理事:高橋正夫)では、青少年保護に配慮したサイト・アプリを中立的・客観的に認定することにより、フィルタリングを利用していても閲覧が可能となる旨の制度を実施しているとともに、青少年被害が急増しているID交換掲示板に関する対応すべき青少年保護施策を公開(平成26年5月)し、利用者等への積極的な情報提供を進めている。

⁴⁵ インターネット接続機器製造事業者には、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が重大なサービスの提供を可能とする機器については、保護者が容易かつ適切にフィルタリング等の青少年保護に係る機能等が利用できるような措置を講じることが求められると考えられる。例えば、スマートフォン等の携帯電話等については、現在、法の対象から除外されているが、機器でのフィルタリングの設定以外にも、において一定のアプリケーション・ソフトの起動やインストール自体を制限する、アプリ制限機能によりアプリによる違法・有害情報を遮断することが可能であることから、SIMロック解除が推進され、必ずしも通信サービスと機器が一体的に提供されない場合が増加することを見据え、利用者の視点に立って、整合的な取組を求めていく必要があると考えられる。

(青少年のインターネット利用に係る事業者等の責務・役割の再整理)

青少年のインターネット利用環境については、多様なインターネット利用が一層普及・浸透することを前提に、その実態の変化等を見据えて、利用者の視点に立って、機器・接続環境・事業環境等を問わず、適切にインターネットが利用できるよう、あらかじめ青少年のインターネット上の危険性ができる限り少なくなるよう、青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いて、その利用環境の整備を図ることが重要である。

このため、インターネット上の青少年保護の在り方は、どうあるべきかについて、青少年のインターネット利用に係る事業者等において、「子供達を守り育てる」という共通のコンセンサスを確認した上で、この着地点を見据えて、現状の制度や取組がその観点から有効なものとなっているか、何故、機能しなくなりつつあるのか⁴⁶、また、青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いて、青少年のインターネット利用の実態等を踏まえ、どのように求められる責務・役割を果たしていくべきか、機器(デバイス)や事業者ベースではなく、利用者の視点に立って、より実効的な青少年保護が図られるよう、全体像を捉え直した上で、その枠組みを再構築・再整理する必要がある^{47 48}。

このためには、まず、目指すべき「着地点」に係るコンセンサスを踏まえつつ、機器・ネットワーク・コンテンツの各レイヤーにおいて、青少年のインターネット利用に係る

⁴⁶ 総務省「青少年インターネットセッション議長レポート～2020年代に向けた青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備の在り方～」(平成26年7月、http://www.soumu.go.jp/main_content/000306092.pdf)において、「青少年インターネット環境整備法が施行されて5年が経過し、様々な端末や回線(ネットワーク)の多様化や新たなサービスの普及により、フィルタリング提供の枠組みが複雑化する中、フィルタリングの利用率が低下し、青少年被害児童件数が増加する等、これまでの枠組みが機能しなくなりつつあるといえる。したがって、こうした環境変化が生じている状況において、今一度、関係者がこれまでどのような役割を果たしてきたのかを整理するとともに、なぜその枠組みが機能しなくなりつつあるのかといった観点を含め、全体像を捉え直した上で、枠組みを再構築することが必要となっている。」(p.6)と指摘されている。

⁴⁷ 「青少年インターネットセッション議長レポート」では、今後の取組の方向性として、関係者の役割の全体像を捉え直し、枠組みを再構築するとともに、新たな枠組みの構築は、これまでの成功モデルの活用と環境変化の反映を旨として、民間主導で、関係者が最大限取り組むことを前提とすることなどとされている。

⁴⁸ 無線LANビジネス推進連絡会(会長:小林忠男、構成する企業・団体:108団体(平成26年12月16日現在))では、日本国内において公衆無線LANサービスを提供する事業者を主な対象として、有害サイトアクセス制限やセキュリティ対策、事業運営上必要な法令・ガイドラインをまとめた「安心安全な公衆無線LAN提供のためのガイドライン第1.0版」(平成26年11月5日、<http://www.wlan-business.org/archives/556>)を策定・公表している。

ガイドラインの「5. 有害サイトアクセス制限」(p.35-39)では、「無線LANの機能そのものを on/off 設定する機能制限アプリによって公衆無線LANへの接続を無効としてしまうというものもあるが、今後公衆無線LAN環境が拡充されていく中で、公衆無線LAN環境を排除した取組のみを検討するのは現実的ではない」として、次のように公衆無線LANを活用していくための対策を検討している。第一には、ユーザの端末側でフィルタリングをすることが望まれるが、ユーザの端末側のフィルタリング機能を導入できない場合については、「携帯電話インターネット接続役務提供事業者のみならずインターネット接続役務提供事業者も連携してフィルタリングサービス等が運用されるような環境を整備する必要がある」としている。さらに、ユーザのリテラシー向上のための啓発活動については、「スマートフォンに必要なフィルタリングが従来の携帯電話と異なる点、および高度に複雑化している各種情報端末の利用者・保護者の理解が十分とはいえない現状にあるため、関係事業者の連携により、フィルタリングサービス等を利用者・保護者が正しく理解して利用できるよう、啓発活動を進め、利用者・保護者の声を吸い上げていくことで具体的な改善点を見出すことなど更なる改善に取り組むことが望まれる」と指摘されている。

する事業者等が、青少年のインターネット利用を管理する保護者の責務の履行を適切に補助・支援し、利用者の信頼に応えたサービスを提供するなど、利用者の信頼に応える実効的な青少年保護に係る取組が進められるよう、主体的かつ主体的な民間主導の取組を促すとともに⁴⁹ ⁵⁰、このように事業者等が能動的に企業としての社会的責任を果たすことを促進・支援するような環境整備に努めることが重要である⁵¹。

その上で、これらの取組が、利用者の視点から、どの程度、期待される効果を上げているのか(いないのか)、関係事業者の取組が整合的かつ相互補完的なものとして展開されているかなど、その実効性について、PDCAサイクルを意識して、実証的なエビデンスに基づき検証し、その結果を踏まえ、機器・接続環境・事業環境等にかかわらず、フィルタリング等の青少年保護に係る取組が適切に講じられるよう、第三者機関等の能動的な関与等を含め、利用者の視点に立って民間主導の取組をより実効あるものとするために必要な環境整備の在り方について、関係省庁の有識者会議とも連携して、制度の在り方の具体的な見直しを含めた必要な対応の検討を進める必要があると考えられる⁵²

⁴⁹ スマートフォン等のモバイル性の高いインターネット接続機器については、青少年が保護者の目の離れたところでインターネットを利用する機会が多いと考えられることから、フィルタリングやアプリ制限等の実効的な青少年保護のための取組が切れ目なく提供されるよう、関係事業者が連携した上で、利用者の視点に立って、保護者において、機器の性能等を考慮した最も適切な方法が選択され、これらの役務が適切に利用されるよう十分に配慮することが求められると考えられる。例えば、公衆無線LAN環境における多様なインターネット接続に関しても、フィルタリング等の青少年保護に係る取組が継ぎ目なく提供され、また、携帯電話インターネット接続役務に係る契約終了後のスマートフォンをインターネット接続器機として利用する場合やSIMカードを差し替える場合等においても、フィルタリング等の青少年保護に係る取組が継ぎ目なく提供されるようにすることが望ましいと考えられる。

⁵⁰ SIMロックが解除された機器に係る青少年保護の在り方の課題の整理については、当面の間、固有の電気通信サービスの契約においてのみ用いることのできる機器(SIMロック端末等)と固有の電気通信サービスの契約以外にも用いることのできる機器(SIMフリー端末等)といった制限の異なる機器が混在する状況が生ずることが見込まれることから、「SIMロック解除に関するガイドライン」の改正を踏まえ、青少年保護・バイ・デザインを念頭に、機器と通信サービスが一体的に提供されることを前提として事業者が担ってきた機器のサービスについて、機器と通信サービスの提供が分離されることを見据え、無線LAN等のサービスを利用する場合を含め、利用者の視点に立って、事業者間が連携して、継ぎ目なく利用者への対応に当たることを明確化する必要があると考えられる。なお、SIMロックの解除やMVNOの普及に当たっては、利用者がその端末側において、青少年保護の観点から配慮すべき事項の比重が大きくなることから、関係する事業者が連携して、利用者の信頼に応えた青少年の保護に配慮したサービスや取組が徹底されるように、関係省庁の事業者向けの各種ガイドラインや事業者に対する通知等において、その趣旨を明記するなど、利用者の視点に立って、民間主導の実効的な取組が促進されるよう必要な措置を講ずることが適当であると考えられる。

⁵¹ 例えば、事業者が「子どもの権利とビジネス原則」や「インターネット上の子どもの保護に関するガイドライン」等の国際的なスタンダードとなる指針等を参考に、これらの主要分野における自らの青少年保護に係る企業指針等を策定・公表し、定期的に自らの取組が公表した企業指針等に適合しているかを検証・公表することや、第三者機関等を活用して、自らの取組が第三者機関等の定める客観的な基準に適合している旨の認定を取得し、ロゴマーク等を用いてそれを明らかにするなどして、保護者等の利用者の判断に資する情報を提供することなどが考えられる。

⁵² 具体的には、第三者機関等の位置付けや青少年保護に係る取組に果たす第三者機関等の能動的な役割(レーティングやモニタリング、事業特性を踏まえた事業者等のモデル・ガイドライン策定等)を明確化することが考えられる。

とりわけ、これらの検証等の結果、民間主導の自主的かつ主体的な取組による効果が十分に挙げられていないと認められる事項については、民間主導の実効的な青少年保護に係る取組を促進・支援するため、関係法令の改正動向等を踏まえつつ、法的な枠組等による必要な制度・支援・規律の在り方を含め、関係者間の十分な連携を図りながら、具体的な制度設計を個別に検討することが適当である。

(国際的なスタンダードを踏まえた、第三者機関等を活用した民間主導の取組の促進・支援)

主として携帯電話によるインターネット利用を想定していた従来と比較して、青少年のインターネット利用に係る事業者のレイヤーは、極めて複層化・多様化しており、携帯電話事業者やコミュニティサイト運営事業者のみならず、OS等のプラットフォーム事業者、アプリ開発・提供事業者等を始め、国内外の多くの事業者等が関わり、その役割や事業者内及び事業者間の連携状況等が極めて多様かつ複雑なものになっている。そして、デジタル技術における技術革新等を背景に、この傾向は今後、一層加速化することが見込まれる。

このような観点から、青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた、青少年の安全で安心なインターネット利用に関わる事業者による、青少年保護に係る取組については、「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標」の取組⁵⁴や「子どもの権利とビジネス原則」等の国際的な要請や基準等を踏まえつつ、持続可能な形で、国内外において、社会的にも、市場的にも、客観的に評価される形で展開されることが望ましい⁵⁵。

このためには、事業者において、目指すべき「着地点」に係るコンセンサスを踏まえつつ、「子どもの権利とビジネス原則」等の国際的なスタンダードとなる指針等を参考に、

⁵³ なお、このような枠組みの再整理・再構築に際しては、保護者がその責務を適切に履行するための判断の基礎となる、インターネット利用の管理ツール(フィルタリング機能等)等に係る機器の機能や役務・サービス等に係る情報を、保護者が容易に利用可能な形で提供するための共通の結節点となる機会が、これらの機器の販売・更新や役務・サービスの提供・更新の契約の機会等、保護者に直接に対面してアプローチできる機会又は保護者が機器から接続して各種設定等を行う機会等に限定されていることに十分に留意して、利用者の視点に立って、これらの機会を最大限に効果的に活用して、関係事業者が連携・共同して、保護者の責務の適切な履行等が補助・支援されるよう、実効的な青少年保護に係る取組を促進するための環境整備に配慮する必要がある。

⁵⁴ 青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標(ILAS; Internet Literacy Assessment indicator for Students)は、OECDのインターネット上の青少年保護に関するレポートにおけるリスク分類(平成24年2月)を基に、総務省において開発された。特に、インターネット上の危険・脅威への対応能力やモラルに配慮しつつ、的確な情報を判断するために必要な能力を、3つの大分類、7つの中分類に整理し、それぞれに対応する多肢選択式問題を作成し、数値化することにより、青少年のリテラシーの現状の可視化が可能となった。

⁵⁵ 具体的な取組としては、第三者機関等による事業特性を踏まえたガイドラインの策定、第三者機関等による能動的なモニタリングやレーティング制度の導入と情報提供、コンテンツやアプリ、青少年保護に係る取組等のサービスに関する利用者に分かりやすい評価システムの構築等が考えられる。

機器・ネットワーク・コンテンツの各レイヤーにおける事業の特性に応じ、保護者の責務の履行を適切に補助・支援する観点から、利用者の信頼に応えた実効的な青少年保護に係る取組等を提供するなど、利用者の視点に立った、自主的かつ主体的な取組を促すとともに、事業者がその社会的責任を積極的に果たすことを適切に評価・支援する枠組みの構築を支援するなど、民間主導の取組を促進・支援するための環境整備を図ることが一層重要になる⁵⁶。

このような民間主導の自主的かつ主体的な取組については、利用者の視点に立って、これらの取組が実効的なものであるかどうかを判断するために必要な情報が適切に提供されるよう、専門的な知見に基づき、公正・中立な視点に立って、事業者等による取組等の実態を、客観的に検証・評価し、これらの取組の改善・実効性の向上に繋げるような、持続可能なモニタリング・サイクルが構築されることが望ましいと考えられる⁵⁷。

なお、このような観点から、上記の枠組みの再整理・再構築に際しては、現状において、このようなサイクルが十分機能しているのか、機能していないのであれば、利用者の視点に立って、このような民間主導の取組を促進するために、どのように環境整備を進めるのか、新たな、又は既存の第三者機関等の能動的な取組が促進されるよう、これらの事業内容や認定制度等のサービス・役務等の範囲・射程等を踏まえつつ、第三者機関等の能動的に果たすべき役割やこれを支援するために必要な取組等を含め、民間主導の自主的かつ主体的な取組が実効的に推進されるような環境整備を指向することが望ましいと考えられる。

なお、これらの検討に当たっては、国際的なスタンダードとなる指針等への適合性が評価されるような仕掛けとリンクさせることや、適合性を判定するための国際的な指針等の策定に、日本における第三者機関の取組等を効果的に反映するための議論等への関与・情報発信等に努めるなど、国際的な連携の実が上がるよう配慮することも重要であると考えられる。

⁵⁶ 第三者機関による認定制度は、現行法上は、民間の自主的かつ主体的な取組に留まるため、第三者機関による認定により、一定の国際的な規範への適合性が認定される等の効果が認められなければ、関係事業者において第三者機関の認定を受けることのインセンティブが失われ、結果として、第三者機関が客観的かつ公平な立場から、サイトやアプリ等の評価を中立的に行うという事業自体の継続が困難になるとの指摘がある。

⁵⁷ 事業者の中には、自社サービス内における児童被害防止策の実効性向上に注力するとの立場、青少年の保護者の主体的な判断を尊重するとの立場、サービスが小規模のため第三者機関の認定を受けるための費用が準備できないなど、さまざまな考えの下に、第三者機関の認定をあえて受けずに、フィルタリングの対象となることを選択し、保護者にカスタマイズするかどうか判断を促す動きがみられるが、このような取組が一般化した場合には、保護者によるカスタマイズが適切に行われない場合には、当該事業者のサイト(アプリケーション・ソフト)から青少年有害情報に容易にアクセスできる状態を放置することになりかねないとの指摘もある。

(児童ポルノ等に係る違法・有害情報対策の充実強化)

児童ポルノ、危険ドラッグ、いわゆるリベンジポルノについては、議員立法により、それぞれ規制が強化されたところであるが⁵⁸、インターネット上には、これらの情報について削除依頼に応じるサイトもあるものの、依然として削除依頼に応じないサイト等も存在しており、インターネット上の青少年被害に係る犯罪やトラブル等が続いている。とりわけ、プライベート画像の流出等、一度被害に遭うとその回復が困難な事案や、誹謗中傷や無許可による画像掲載等が犯罪行為に当たるという認識不足に起因したトラブルやいわゆるインターネット上の「炎上」事案等も発生している。今後、時間や場所にかかわらず、インターネット利用が一層青少年に普及・浸透することが見込まれ、これらの情報に青少年が接触する危険性が更に増大することが懸念される⁵⁹。

これらインターネット上の違法・有害情報対策に対しては、青少年の犯罪被害・トラブル等の実態や新たな規制等の施行・運用状況等を踏まえつつ、海外における取組等をも参考に、青少年が加害者にも被害者にもならないよう、実効的な青少年保護に係る取組等を一層充実強化する必要があると考えられる^{60 61}。

これらの取組に際しては、インターネット上の自由な表現活動の確保の観点から、受信者側へのアプローチが原則であることを踏まえつつ、青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いて、青少年のインターネット上の危険性ができる限り少なくなるよう、「子どもの

⁵⁸ 危険ドラッグやいわゆるリベンジポルノに係るインターネット上の違法情報については、その削除等の措置が適切に講じられるよう、議員立法により、違法情報の類型に応じて、プロバイダ責任制限法の特例が設けられている。

⁵⁹ 出会い系サイト以外のサイトにおける児童被害が増加している現状において、サイト内で悪意のある大人を児童に接近させないようにするため、利用者の有効な同意の下でミニメールのメッセージ内容の監視が有効な手段として機能してきたほか、利用者からの通報対応、利用者の年齢等の属性に応じた利用可能なサービスを区別するゾーニング(年齢認証)に基づく機能制限も機能してきたが、ゾーニングに基づく機能制限については、事業者による利用者の年齢情報の収集、提供への利用同意の取付け及びサイト事業者に対する提供が必要不可欠であり、MVNO等の新たなサービスの普及により、インターネット接続サービスの提供とインターネット接続機器の販売が分離される事業形態が更に進展することが見込まれる中、その実効性をどのように担保するのが課題となるとの指摘がある。また、これまでも保護者名義で契約された機器や、携帯電話インターネット接続サービスに係る契約終了時に無線LAN環境でインターネットを利用することができる機器を、保護者がその保護する青少年に利用させる場合には、これらの機器については、利用者の年齢等に基づくゾーニングによる機能制限が困難であることが指摘されており、今後、スマートフォンについて、機器と接続サービスの提供等が分離されるSIMフリーに係るサービスが展開された場合に、利用者の年齢等の属性に応じた利用可能なサービスを区別するゾーニングの実効性をどのように確保していくのが課題となるとの指摘がある。

⁶⁰ 例えば、日常モラルとは異なる考慮が必要とされるインターネットの特性(公開性、記録性、信憑性、追跡性、侵入可能性、公共性)についての正しい気づきと理解を促し、青少年が犯罪の加害者にも被害者にもならないよう、自己に係る性的画像等を撮影しないこと、自ら撮影した自己に係る性的画像等を他者に提供しないこと、あるいは、これらの行為を求めないことなどについて十分な教育啓発を行うことなどが考えられる。

⁶¹ 平成27年3月に、安心ネットづくり促進協議会、(一社)インターネットコンテンツ審査監視機構、(一社)電気通信事業者協会及び(一社)モバイルコンテンツ審査・運用監視機構は、残虐な犯罪映像や画像がネット上に流される事案が頻繁に発生していることを受け、青少年の違法・有害情報の閲覧機会の最小化に係る保護者の取組が一層促進されるよう、「青少年のインターネット利用に関するステートメント」(<http://www.good-net.jp/information/others/2015/071-1630.html>)を公表している。

権利とビジネス原則」等の国際的なスタンダードを踏まえ、機器・ネットワーク・コンテンツの各レイヤーにおける事業の特性に応じ、青少年のインターネット利用に関する事業者等において、利用者の信頼に応える実効的な青少年保護に係る取組が進められるよう、主体的かつ主体的な民間主導の取組を促すとともに⁶²、このように事業者等が能動的に企業としての社会的責任を果たすことを促進・支援するような環境整備に努めることが重要である⁶³。

とりわけ、児童ポルノについては、青少年の被害の実態が極めて憂慮される状況にあることから、児童ポルノ被害の未然防止・拡大防止、被害児童の保護・支援の一層の充実を図るため、児童ポルノ排除対策推進協議会等の官民連携の場やこれらに参画する関係機関・団体のネットワークを活用して、青少年の被害実態や新たな規制等の施行・運用状況等の第二次児童ポルノ排除総合対策のフォローアップ結果や児童ポルノ禁止法に基づく被害者保護に係る取組の評価・検証結果等について、積極的に情報共有・フィードバックするなどして、事業者団体等におけるガイドライン等の見直し・運用改善や民間主導での違法・有害情報の削除要請や被害児童や家族等からの相談・支援等に係る取組の運用改善等を促進・支援するなど、実効的なPDCAサイクルを構築する必要があると考えられる⁶⁴。

⁶² 例えば、現在、民間の自主的かつ主体的な活動として、(一社)セーフターインターネット協会において、児童ポルノ、危険ドラッグやいわゆるリベンジポルノ等のインターネット上での違法・有害情報の通報受付業務等が開始されているが、インターネット利用者である国民一人ひとりが、青少年有害情報その他のインターネット上の問題の解決に向けて、青少年に配慮した情報発信や、通報等の自主的な取組を行うことを促進するためにも、このような民間主導の取組が実効的に推進される環境整備を一層促進・支援する必要があると考えられる。

⁶³ 例えば、ブロッキングの実効性の向上等の閲覧・流通防止対策の充実強化、被害者支援・被害拡大防止の観点からの削除等に係る期間の短縮や削除依頼の手續の改善、青少年のネット被害・トラブルに係る被害相談・支援窓口のワンストップ化、ゾーニング等の技術的な措置の徹底、削除依頼に一切応じない悪質なサイト管理者に対する実効的な措置の検討、インターネットによる児童ポルノ等に係る違法・有害情報の閲覧の制限及び削除に関する技術の開発の促進等が考えられる。

⁶⁴ 児童ポルノについては、平成 26 年の「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律」により、「児童買春、児童ポルノの所持その他児童に対する性的搾取及び性的虐待に係る行為」が禁止され、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等について罰則が設けられるなど、いわゆる需要者側の規制が強化されるとともに、心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する制度の充実強化を図ることとされ、心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の実施状況等について、当該児童の保護に関する専門的な知識経験を有する者の知見を活用して、定期的に検証及び評価を行うものとする事とされたところであり、これらの検証及び評価については、社会保障審議会及び犯罪被害者等施策推進会議が相互に連携して、定期的に検証及び評価を行い、厚生労働大臣又は関係行政機関に対して必要な意見具申を行うこととされている。

(2) 青少年のライフサイクルを見通して、保護者の責務が適切に履行されるよう、家庭への支援を充実強化するとともに、青少年のインターネット・リテラシーの向上と節度ある生活習慣の定着化を図るべき

インターネットを「使いこなす力」を身に付けることは、これからの社会で必要不可欠であり、交通安全ルールと同じように、自分自身を守りながら、賢く有効に使わせることが重要となる。このためには、保護者において、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整える必要があるが、子供を適切に「見守る」ためには、青少年のライフサイクルを見通して、保護者自身がインターネット・リテラシーを身に付け、インターネットの特徴等を理解し、青少年の成長に合わせて、インターネットに関する技術・知識、情報モラルやコミュニケーション能力をそれぞれ身に付けさせることが重要となる。

とりわけ、モバイル機器については、いつでもどこでもインターネットが利用できるため、長時間利用しがちであることから、青少年のライフサイクルを見通して、青少年とメディアの健全な関係の構築の観点から、これまでの情報モラル教育や普及啓発に係る取組の訴求対象の裾野を拡大し、より低年齢の時期からの家庭における適切な生活習慣の定着化に向けて、地域における母子保健・子育て支援や家庭教育支援等に係る取組と連携した「継ぎ目のない」取組が求められている。

このため、本検討会としては、今後の取組の方向性に関する基本的な考え方の二つ目の柱として、「**青少年のライフサイクルを見通して、保護者の責務が適切に履行されるよう、家庭への支援を充実強化するとともに、青少年のインターネット・リテラシーの向上と適切な生活習慣の定着化を図るべき**」との方向性を提示する。

(青少年のインターネット利用に関する適切な生活習慣の定着化)

今後、デジタル技術における技術革新とグローバルな高度情報通信社会が更に進展する中、青少年がインターネットを利用する機器の多様化が一層加速化するとともに、時間や場所にかかわらず、インターネット利用が一層青少年に普及・浸透することが見込まれる。

保護者は子供の教育について、第一義的な責任を有しており、子供は保護者の行動を見て、学び・育つことから、青少年が安易にインターネットの利用に関して依存傾向に陥ることがないようにするためには、保護者自身が、子供と一緒に家庭のルールを作り、インターネットの過度の利用に注意するなど、節度あるインターネットの利用について、学校・地域・家庭が連携して、適切な生活習慣を身に付けさせるよう、継続的な働きかけ・取組が重要となる。

具体的には、子供が乳幼児の段階から、テレビ、ゲーム、スマートフォンを始めとする多様なインターネット接続機器等のメディアとの過剰な接触時間を見直し、家族との直接的コミュニケーション時間を増やす、インターネット利用に関する学校・地域・家

庭における親子間のルール作りなど、子供が家庭等で日々の生活習慣を見直す取組を促進し、家庭への支援に努めることにより、節度ある生活習慣・ルールの定着化を促すなど、学校・地域・家庭において、保護者がその責務を適切に履行できるようライフサイクルを見通して重層的に支援する取組が一層重要となると考えられる。

このような観点からは、青少年のライフサイクルを見通して、未就学児の保護者を含め、保護者や学校・地域・家庭における指導者層のインターネット・リテラシーの向上を図り、その責務等に対する気づき・理解を促進・支援するとともに、青少年が家庭等で日々の生活習慣を見直し、適切なインターネット利用を生活習慣として主体的に定着化できるよう、家庭の保護者に対する支援を一層充実強化する必要があると考えられる。

(青少年及び保護者に対するインターネット・リテラシー教育の充実強化)

青少年及び保護者に対するインターネット・リテラシー教育については、青少年が犯罪の加害者にも被害者にもならないよう、そして、適切にインターネットを「使いこなす力」が身に付けられるよう、青少年とその保護者に対して、乳幼児期から学童期、思春期を経て、青年期まで、青少年の年齢を縦断して継続的に寄り添い、大人として社会的な自立に至るまでの、ライフサイクルを見通した、地域に根差した形での重層的な支援を図っていく視点が重要である。

このような観点から、学校における青少年に対するインターネット・リテラシー教育については、地域の実情を踏まえ、青少年の適切な生活習慣づくり等に向けた家庭支援と有機的に連動させて、定着度の向上に重点を指向して、各学校段階で児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育を着実に実施するとともに⁶⁵ ⁶⁶、青少年を取り巻くインターネット利用環境の変化を踏まえつつ、次代の保護者として適切にその責務を主体的に果たすことができるよう、地域に密着した形で⁶⁷ ⁶⁸、青少年の主体的な当事者としての参

⁶⁵ 熊本市教育委員会では、情報モラル教育を推進することを目的として、「豊かな心を育むために ～情報モラル教育の進め方」(平成27年3月)を作成し、熊本市内の学校・教育機関へ配布している。

⁶⁶ 産学連携の取組として、国立大学法人静岡大学の塩田真吾氏(教育学部学校教育講座講師)とLINE株式会社は、インターネットとの上手な付き合い方やコミュニケーション方法について、生徒「自ら考える」啓発教育を目的に、「小中学生向け情報モラル教材」を共同開発している。

⁶⁷ 沖縄県教育委員会では、沖縄県の各高等学校の代表が一堂に集い、「規範意識」等について率直な意見を交換する場として「高校生代表者会議」を毎年7月に開催している。「高校生代表者会議」では、各校から発信されたマナーアップのための様々な提言から、高校生が「ちゅらマナーハンドブック」(<http://www.pref.okinawa.jp/edu/kenritsu/jujitsu/gakuse/handbook.html>)を作成し、高校生が自ら気づき、考え、行動する自律的な活動を展開している。

⁶⁸ 兵庫県猪名川町では、「第3回猪名川町青少年フォーラム INAGAWA スマホサミット2015」(主催:猪名川町青少年健全育成推進会議及びSWING-BY実行委員会、<http://www.town.inagawa.lg.jp/chousei/kouhou/inagawachounoima/2015/nigatu/1424839607731.html>)を開催し、SWING-BY実行委員会スタッフの高校生による小中学生への「スマホの「公開」模擬授業」や、その高校生自らが原稿を作成した「スマホの教科書」の手交式、大人のスマホ宣言などを通じて、スマートフォンやインターネットとの付き合い方を学ぶ機会を展開している。

画を促進・支援する取組を活性化していくべきであると考えられる^{69 70 71}。

また、「デジタル・ネイティブ」といわれる世代が親になり始めている中で、保護者が自らのスマートフォンを安易に子供に利用させる、いわゆる「スマホ子守」の問題も指摘されている⁷²。青少年が犯罪の加害者にも被害者にもならないよう、青少年の情報モラルを育てる場合、最も大切なのは、保護者自身の情報モラルであり、これらについては、子供が乳幼児期の保護者を含め、消費者・大人として求められるインターネット・リテラシーの水準を見据えつつ、その向上のために正しい知識の普及・定着化を図り、保護者がその責務を果たすために必要な適切な気づき・理解を促進・支援するなど、保護者への広報・普及啓発を一層充実強化していくべきである。

具体的には、情報セキュリティ対策・消費者保護・個人情報保護等に係る教育・普及啓発に係る取組等との整合性に配慮しつつ、民間団体が実施する青少年のインターネット利用能力検定等の利用を一層促進するなどして、保護者がその責務を果たすために必要な適切な気づき・理解を促進・支援するとともに、青少年のライフサイクルを見通して、子供がより低年齢の段階から、地域における母子保健・子育て支援や家庭教育支援に係る取組等との連動化させた、家庭に対する支援が重層的に行われるよう配慮すべきであり、例えば、母子手帳にスマートフォンやソーシャルメディア等のインターネットの利用に関する情報を掲載したり、両親学級でこのような情報を提供するなど、保護者に直接働きかけのできる機会を目的意識的に活用して、保護者の責務等についての自覚と理解を促す取組を充実強化することなどが考えられる。

(保護者による青少年のインターネット利用の管理の在り方)

保護者による青少年のインターネット利用状況の把握は、青少年との会話によって本人から説明させることや、インターネット接続機器を利用している様子を家庭で見守る

⁶⁹ このような同世代の青少年の主体的な参画等に関する取組に係る情報が地域のメディア等に積極的に取り上げられることなどを通じて、これまでの広報・普及啓発等に際して十分に訴求できていなかった、「リーフレットも受け取らない、研修にも参加しない」無関心層の保護者に対しても、「気づき」・理解を促す契機になるものと考えられる。

⁷⁰ 現在、ネット・ネイティブ世代の青少年自身が、主体性を持って、同世代の青少年を互いに支援する取組や学校・地域・家庭におけるインターネットの利用に係るルールづくり等について議論し、情報発信を行う取組等が展開されているが、このような取組は、インターネットの特性やこれを踏まえた情報モラルの在り方について、青少年が日常モラルと異なる点や誤解を生じさせやすい点について主体的な気づきと理解を促すことが期待され、主体的にインターネットを賢く「使いこなせる」力やいわゆるセルフ・コントロール(自己管理)能力を身に付けるのに極めて有効であると考えられる。

⁷¹ (一社)モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(代表理事:高橋正夫)・安心ネットづくり促進協議会(会長:新美育文)・大阪私学教育情報化研究会(馬場英明会長)が主催している「高校生ICTカンファレンス」は、高校生同士が、身近なケータイやインターネットの問題を通して、共に考え、議論し、まとめ、発表することで、コミュニケーション力とプレゼンテーション力を育む場として、全国5箇所で開催されており、青少年の主体的な活動を促進する観点から有効な取組となっている。

⁷² (一社)日本小児科医会(会長:松平隆光)では、心身の発達過程にある子どもへの、メディアとの長時間の接触による影響が懸念されていることから、子守りにおけるスマホの活用に関するポスター「スマホに子守をさせないで！」(<http://jpa.umin.jp/download/update/sumaho.pdf>)を作成している。

ことを基本とすべきであるが、消費者トラブル・相談等の件数が増加する中、必ずしも保護者がその責務を適切に履行するために必要なインターネット・リテラシーを有しているとは限らない状況が認められる。

このような情勢に照らせば、保護者の責務の履行について、保護者のインターネット・リテラシーに過度に期待・依存することは、現実的な選択肢ではないと考えられることから、保護者に対しては、青少年との直接的なコミュニケーションを通じて、青少年のインターネットの利用実態等に係る適切な「気づき」・理解が促進されるよう、そのインターネット・リテラシーの底上げを図るとともに、フィルタリング等の安易な解除等がなされることのないよう、青少年のインターネット利用に係る事業者はもとより、学校・地域・家庭において、青少年のライフサイクルを見通して、保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理することを促進・支援する取組を充実強化する必要がある⁷³。

このため、青少年本人の同意を前提として、保護者が青少年のインターネット利用の実態（ウェブサイトの閲覧履歴・コミュニケーションの履歴等）を管理・把握できるツール等については、その利用が、青少年のインターネット利用に強い制約をもたらす、青少年のプライバシーへの強い制限となりえるとの指摘があることから⁷⁴、保護者がその目の届かないところでの青少年のインターネット利用を適切に管理するために、これらの機能がどのような効果があるのか、また、その利用がどのような制限をもたらすのかについて、メリット・デメリットを適切に認識した上で、家庭の実情に応じて、保護者の責務の適切な履行を促進・支援する手段として、その利用の是非を適切に判断できるよう、必要な情報提供がなされるのが望ましいと考えられる⁷⁵。

⁷³ リテラシーの十分でない保護者によって、安易なフィルタリングの不使用/解除がなされているとの指摘を踏まえ、このような状況に対処するために、フィルタリング解除理由の制限や解除理由書の提出等の取組が一部の地方公共団体において条例に基づき実施されている。また、鳥取県青少年健全育成条例では、フィルタリングについて、保護者がその監護する青少年の年齢等に応じ、青少年のインターネット利用を管理するために講ずべき措置（ペアレンタルコントロール）の一つとして位置づけ、保護者に対し、インターネットを利用できる時間及び場所の制限その他保護者による青少年のインターネット利用状況の把握、保護者が同意した機能に限り、インターネットを利用できるようにすること、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用して、有害情報の閲覧又は視聴を防止すること、その他青少年のインターネットの利用を制限することができる措置等、ペアレンタルコントロールを適切に行う努力義務を課している。

⁷⁴ 「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」（座長：堀部政男）のは、青少年インターネットWGによる提言「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言～スマートフォン時代の青少年保護を目指して～」(平成23年10月、http://www.soumu.go.jp/main_content/000135703.pdf)において、「当該ツールは利用状況の把握に強力な効果を持つ一方、青少年の携帯電話インターネット利用に強い制約をもたらす、青少年のプライバシーへの強い制限となる」(p.23)と指摘されている。

⁷⁵ (一社)電気通信事業者協会では、「スマートフォンアプリケーション提供サイト運営事業者向けガイドライン」(平成25年3月、<http://www.tca.or.jp/mobile/pdf/sphone03.pdf>)を策定し、「様々なリテラシーの消費者(青少年、高齢者)への対処」として、「青少年向けに、利用機能を制限したスマートフォン端末の開発」、「青少年が、安心安全にインターネットを利用できるようなアクセス制限」などの取組を示している。また、「こうした各種の取組みは、移動体通信事業者を中心として、端末提供事業者やアプリケーション提供者等の関係事業者と適宜連携を取りながら、青少年に対しては保護の観点から、また高齢者に対しては利用支援の観点から、様々な局面でアプローチを推進していくよう努めるもの」としている。

また、青少年のインターネット利用に係る事業者等においては、「子供達を守り育てる」という原点に立ち戻り、機器やサービス等を提供するに際しては、青少年に対するインターネット上の危険性をできるだけ少なくする観点から、事業特性に応じ、利用者の視点に立って、青少年の発達段階に応じた保護者のインターネットの利用の管理を補助・支援する観点から、フィルタリング等の設定を初期状態から有効とするなど⁷⁶、実効的な青少年保護を組み込んだ形で⁷⁷、機器・サービスの設計・提供、事業者内及び事業者間の体制の整備等の青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた主体的かつ主体的な取組が一層促進されることが望ましいと考えられる⁷⁸ ⁷⁹。

なお、保護者が適切なインターネット・リテラシーを有していない場合は勿論、保護者が自らその責務について十分に自覚できていない場合には、適切な選択を行うことができないことから、条例による保護者による能動的な選択を促すための取組は、単に保護者の判断を制限する取組として捉えるべきではなく、地方の実情に応じて、保護者がその責務を適切に実効的に履行することを促進・支援するための取組として評価すべきものと考えられ、その定着度や実効性等について、施行状況等を継続的に確認・検証し、保護者がその責務を適切に履行することを促進・支援するための実効的な取組の在り方の検討等に反映させていくことが望ましいと考えられる⁸⁰。

⁷⁶ 例えば、平成26年10月に、青少年保護の取組として、インターネットブラウザのフィルタリング機能が最初から有効になった携帯ゲーム機が販売され、フィルタリング機能の解除には、クレジットカードによる決済を必要とする仕組みを導入して、青少年が、保護者の知らないうちにフィルタリング機能を解除してしまうことを防ぐなどの仕組みが備わっている。

⁷⁷ 今後、スマートフォンについて、機器と通信サービスの役割提供が一体的に提供されることが前提とされていた状況に変化が生じた場合には、青少年やその保護者との直接の接触点となるのは、携帯音楽プレイヤー等と同様に、インターネットに接続する機能を有する機器の販売者等となることから、これらの販売者等についても、青少年のインターネットの利用に係る事業者として、携帯電話事業者やインターネット接続役割提供事業者等と協働して、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアに関する情報等の提供を求めることにより、保護者の責務の適切な履行を促進することが考えられる。

⁷⁸ 例えば、新たな機器やサービスの提供に当たって、保護者がその責務を適切に履行できるよう、フィルタリング等の青少年保護のための機能について、原則的には、機器又はネットワーク上においてアクティブな状態に設定することを標準としつつ、保護者の求めに応じて、これらを変更・解除する場合には、販売店において、一定の視聴覚教材を視聴させ、保護者の理解と認識を十分に確認した上で、設定を変更できるようにするなど、接続機器の機能の高度化を踏まえ、より訴求性の高い、実効的な青少年保護のための取組を行うことが考えられる。

⁷⁹ 保護者の責務の適切な履行を支援するための説明・情報提供等の充実強化については、消費者保護ルールの見直しを踏まえ、青少年のインターネット利用に係る事業者については、その事業態様・区分によらず、利用者の視点に立って、保護者に対して、関係事業者が連携して、保護者がその責務を履行するために必要な説明・情報提供が適切になされるよう、事業の特性に応じ、事業者団体や第三者機関等において、ガイドライン等において必要な取組の方向性を明確化した指針等を整理し、利用者等に対して分かりやすく情報提供する取組を促進・支援することが求められる。また、このような取組については、その指針や方向性が、利用者の視点から、より適切な内容となるよう、苦情・相談対応の在り方を含め、その在り方の見直しを検討すべきであると考えられる。

⁸⁰ 具体的には、保護者が青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用しない正当な理由等があるとして、申出をする場合には、保護者が青少年によるインターネット接続機器の使用状況を適切に把握すること等により、当該青少年がインターネットを利用して有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように、見守りに係る一定の措置を講じている旨、書面で提出させる取組が推進されているが、これらについても、例えば、フィ

（保護者に対する実効性ある普及啓発の在り方）

保護者に対する実効性のある普及啓発を推進するためには、保護者及び青少年のインターネット・リテラシー及びインターネット利用実態等を、重要な政策ターゲットとして、継続的に適切に測定・評価できるよう、適切な指標や測定方法等を整備し⁸¹、継続的に分析結果を公表するとともに、これを踏まえて、教育・普及啓発に係る施策・事業の定着度等を検証し、エビデンスに基づいて実証的に分析し、その結果を地域等における取組や普及啓発を担う人材養成のためのプログラムの開発等にフィードバックするなど、PDCAサイクルを意識した取組が重要であると考えられる。

具体的には、学校・地域・家庭と連携した生活習慣づくり等に関する効果的な啓発手法や支援方策、科学的な知見やエビデンスを示した実証的な効果検証方法、これらの普及啓発を担う人材養成のためのプログラム等を開発するなど、啓発効果の定着度の検証に重点を指向した地域密着型の普及啓発モデルの構築（効果検証サイクル）等を通じて、学校・地域・家庭における関係機関の「継ぎ目のない」支援を行うためのプラットフォームを構築していくことが期待される。

また、これらの普及啓発に際しては、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」⁸²の取組にみられるように、小・中・高等学校等における入学説明会や新入学時の保護者説明会、年末年始・クリスマス等の商戦や新たな機器の販売時期等の結節点となるタイミングを捉え⁸³、一斉行動等の形で、関係機関・団体等の連携を強化し、より一体的な活動として取組を展開していくなど⁸⁴、学校・地域・家庭における訴求対象（青少年及びその保

ルタリングの解除は原則として店頭で行うこととし、その際にフィルタリングを利用しないことによるリスク等を動画等により説明することや、初期設定の段階でフィルタリング等の青少年保護に係る機能を容易に利用できるようにすることで、保護者とその責務をより実効的に履行する環境の整備が推進されるものと考えられる。⁸¹ 普及啓発に係る効果検証の主たる指標（KPIs）としては、まず、保護者とその責務を適切に履行できているかを評価するため、保護者とその責務を主体的にどのように果たそうとしているか、という保護者の主観的な認識を押さえた上で、保護者が青少年保護のためにどのような措置を講じているのか、また、保護者の目の届かない場合には、青少年のインターネット利用を把握・管理するためにフィルタリング等をどのように理解し、活用しているか等について、保護者のインターネット・リテラシーやインターネットの利用実態との相関等を踏まえて、確認・測定できるよう指標を設定することが重要であると考えられる。

⁸² 青少年が安心・安全にインターネット等を利用できる環境の整備に向けて、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする、春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、関係省庁・関係事業者等が連携、協力して、フィルタリングの推進や青少年・保護者等のリテラシーの向上に向けた取組を集中的に行う「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を平成26年春から毎年開催している。

⁸³ ゲーム機メーカー（任天堂株式会社、日本マイクロソフト株式会社、株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント）は合同で、平成25年より、ゲーム機の購入が多い年末年始の時期に、青少年のゲーム機によるインターネット利用に関して、保護者による「使用制限（ペアレンタルコントロール）」機能、「フィルタリング」利用の普及推進のための啓発活動を行っている。

⁸⁴ 内閣府では、平成24年度より毎年、関係省庁の連名で、保護者向け普及啓発用リーフレット「お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること」を作成し、内閣府HP（<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/index.html>）において公開・配布している。また、平成25年度より、都道府県及び指定都市等に対して、地域ごとに「相談窓口」を変更できるように、リーフレット原稿のフォーマットを提供する取組を実施している。

護者)のライフサイクルの結節点を勘案した、総合的かつ集中的なモメンタムの高まりを意識した取組が重要である⁸⁵ ⁸⁶。

とりわけ、青少年のインターネット利用に係る事業者については、機器・接続環境等を問わず⁸⁷、インターネットの利用環境が同様な場合には、利用者の視点に立って、整合的な形でフィルタリング等の青少年保護に係る取組が促進されるよう、販売・役務提供等の結節点となる機会において⁸⁸、保護者の適切な責務の履行を補助・支援する観点から⁸⁹ ⁹⁰、保護者が青少年のインターネット利用を管理する機能(ペアレンタルコントロール)に係る情報提供等をより適切に行うことが求められる⁹¹。

⁸⁵ このような取組を実効ある形で展開していくためには、青少年のライフサイクルを見通して、乳幼児期から学童期、思春期を経て青年期まで、青少年の年齢を縦断して、継続的に寄り添い、一貫して支援を行うという「縦のネットワーク」の視点と、目的意識的に各種学校行事や地域での研修会、イベント等の機会を活用し、関係機関・団体の連携を機能させて、地域における自主的・持続的な取組に繋がるように普及啓発活動を展開し、学校・家庭におけるルール作りや適切な生活習慣づくり等に繋げていくという、「横のネットワーク」の視点に目的意識的に目配りしたアプローチが重要であると考えられる。

⁸⁶ 例えば、広島市では、青少年と携帯電話との健全な関係づくりを推進するため、広島市内で営業する携帯電話を販売する販売店を対象にして、「青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録制度」(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1373518502685/index.html>)を導入して携帯電話販売店との連携を進めている。

⁸⁷ MVNO等の新たなサービスの普及により、インターネット接続役務の提供とインターネット接続機器の販売が分離される事業形態が更に進展することが見込まれることから、サービスの提供に係る利用者との直接の接触の結節点が、接続機器の販売段階しかない事態が想定されるため、インターネット接続機器の販売段階で、当該機器の販売を業とする者により、利用者に対して適切な説明・情報提供がなされるよう、役務を提供する事業者に必要な取組を促す必要がある。また、これらの保護者名義で契約された機器については、携帯電話インターネット接続役務に係る契約終了時に無線LAN環境でインターネットを利用することができる機器として、携帯音楽プレイヤー等と同様に、保護者がその保護する青少年に安易に利用させることなどが懸念されることから、これらの接続機器に係るフィルタリング等の利用についても、保護者がそれぞれ適切に判断を下せるよう、その提供の在り方について新規契約・機種変更等の機会を捉えた確認・情報提供等により、青少年利用の際の必要な措置についての保護者に対する情報提供・意識啓発の強化を進めていくことが求められる。

⁸⁸ 普及啓発に無関心な保護者を始めとする特に注力の必要な層の保護者に対して、その責務の自覚と理解を促すためには、保護者に直接に対面してアプローチできる機会や保護者が機器から接続して各種設定等を行う結節点となる機会等を最大限活用することが一層重要になると考えられる。

⁸⁹ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び契約代理店には、保護者が適切に判断を下せるよう、判断材料の情報提供や保護者のリテラシー能力の向上等のサポートを行う役割を担うことが求められており、とりわけ保護者によるフィルタリング不使用/解除申告時には、フィルタリングを利用しない場合、青少年有害情報の閲覧等のリスクが飛躍的に高まることについて丁寧に説明することが求められるが、現状では、保護者が適切に判断するために必要な情報提供や説明が十分になされているとは言い難いとの指摘がある。

⁹⁰ 警察庁「携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨状況等実態調査」(平成27年2月、<http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/filtering/270212filtering.pdf>)によれば、スマートフォン用のフィルタリングの説明・推奨状況について、都道府県別の説明・推奨状況に顕著なばらつきが認められる。

⁹¹ 具体的には、インターネット接続機器のフィルタリング等の青少年保護に係る取組についての説明・書面交付等の情報提供の内容・態様をより訴求性の高い分かりやすいものに改善すること、利用者の視点に立って、フィルタリング等の青少年保護に係る取組のインターフェース・仕様をより整合的で分かりやすいものとなるように改善すること(初期状態から機能を作動させる、機器利用開始時の初期設定の際に、同時にフィルタリング等の設定へ誘導することなど)、機器・接続環境等を問わず、利用環境が同様な場合には適切に整合的な形で取組を提供できるよう、表示や基本的な手順を共通化・標準化すること、青少年保護に係る各種

また、このような事業者やその販売代理店等における取組等を確認・検証するなど、PDCAサイクルを意識した取組の実効性の向上に重点を指向した取組を展開することも重要であると考えられる⁹²。

このような取組を促進するため、関係省庁等においては、関係事業者等に対して、保護者等への普及啓発に関するベストプラクティス等の情報提供に努めるほか、「子どもの権利とビジネス原則」等を踏まえ、機器・接続環境等を問わず、インターネットの利用環境が同様な場合には、利用者の視点に立って、統合的な形でフィルタリング等の実効的な青少年保護に係る取組が促進されるよう、関係事業者の責務の具体的な内容等が、事業特性を踏まえつつ、事業者団体や第三者機関等においてガイドライン等を通じて明確化される取組を促進・支援するなど、民間主導の事業者による取組の質が高められるよう環境整備を積極的に促進・支援することが求められる。

とりわけ、関係事業者が共同して責務を履行する場合等には、相互の積極的な協力・調整を促進するための調整ルールや考え方等について、ガイドライン等で明確化していくことが必要であると考えられる。また、事業者等によるこれらの取組については、客観的な指標に基づき、その定着度・浸透度が適切にPDCAサイクルにより確認・検証できるよう、第三者機関による能動的なレーティング制度の活用を含め、民間の自主的かつ主体的な取組がより一層実効あるものとなるよう支援を充実強化する必要があると考えられる。

なお、これらの説明・情報提供に際しては、フィルタリングとフィルタリング以外の青少年保護のための各種の取組がどのように相補的に関係しているのかを含め、取組の全体像が判りやすく伝えられるよう訴求性の高い視聴覚教材を活用するなどして、視覚的に分かりやすい形で、保護者等にその適切な理解が促進されるよう努める（利用者の知識、経験等に配慮した説明を実現させるための制度・方策、利用者が契約内容等を分かりやすく確認できる環境を実現させるための制度・方策等）ほか、保護者が販売・役務提供等の結節点となる機会を確認できなかった点についても、困った時に気軽にフォローアップ・相談できるよう、子供の「ネット問題」全般について、敷居の低いワンストップ相談窓口の在り方等（苦情・相談、紛争を効果的に解決する仕組みについての制

機能等に係る情報提供・説明や機器・サービスを青少年が利用した場合に保護者から想定される事案に係る相談窓口等の在り方をより保護者等が利用しやすい実効性の高いものとなるよう改善すること、販売店(代理店を含む。)の説明に従事する従業員等については、事業者又は事業者団体等において実施する一定の講習受講者や民間団体が実施するインターネット利用能力検定や「デジタルコンテンツアセッサ」資格制度等の一定の資格保有者や受講修了者等を従事させ、その旨を利用者に対してわかりやすく記章等で明示するなど、説明者の研修・教育を通じて、人的にその説明内容・対応の質を改善することなどが考えられる。

⁹² 例えば、事業者等によるフィルタリング等の青少年保護に係る保護者に対する説明・書面交付等について、提供された書面の記載や口頭での説明の内容がどの程度保護者に理解されているのか、また、情報提供された内容が、保護者による青少年のインターネット利用を管理する取組にどの程度反映されているのか、事業者団体や第三者機関等において、これらの取組の定着度等をエビデンスに基づいて実証的に測定し、その分析結果を地域等における普及啓発や事業者等の青少年保護に係る取組の実効性の改善等にフィードバックする取組等が考えられる。

度・方策等)についても配慮する必要がある。

(青少年に対して指導的な立場にある者等の人材育成の推進)

政府においては、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)⁹³における人材育成・教育分野の取組として、平成25年12月に策定された「創造的IT人材育成方針」(平成25年12月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)⁹⁴を踏まえ、国民全体のIT利活用能力の底上げに向けて、教育者等の青少年に対して指導的な立場にある者の情報活用・指導能力の向上に向けた取組が推進されている。

現在、教員については、教員のICT活用指導力の向上を図るため、教員養成課程等においてその指導力を高める取組が推進されるなど人材育成環境が整備されつつあるが⁹⁵、地域において青少年の健全育成に当たるボランティア等の指導者等については、このような研修環境が十分に整っていないのが現状である⁹⁶。青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備をより実効あるものとするためには、地域において主体的に青少年のインターネットの適切な利用に関する教育や啓発活動を行う大学生や高齢者等のサイバー防犯ボランティア、地域のNPO団体等の地域における多様な担い手・人材の育成が極めて重要である⁹⁷。

このような観点からは、学校・地域・家庭において、青少年に対して指導的な立場にある教職員や青少年の健全育成に当たるボランティア等についても、相談・支援や補導等の青少年との直接的なコミュニケーションを通じて、そのインターネットの適切な利

⁹³ 「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)(平成26年6月24日改訂)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20140624/siryu1.pdf>

⁹⁴ 「「創造的IT人材育成方針」～ITとみんなで創る豊かな毎日～」(平成25年12月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)

http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2013/_icsFiles/afiedfile/2014/01/09/20131220-02.pdf

⁹⁵ 文部科学省「情報化社会の新たな問題を考えるための児童生徒向けの教材、教員向けの手引書」

http://jouhouka.mext.go.jp/school/information_moral_manual/index.html

⁹⁶ 内閣府では、平成26年度に、都道府県または市区町村単位で活動している青少年育成ボランティアに対して「青少年育成に携わるボランティアの活動状況に関する調査研究」を実施しており、調査結果によると、「今後充実が必要と認識している活動内容」として、「青少年のインターネット利用の啓発(フィルタリング普及、情報機器の安全利用等)」が上位に挙げられている。

⁹⁷ このような取組の実効性を高めるためには、青少年の指導者等のインターネット・リテラシー及びインターネットの利用実態等を踏まえ、ニーズに応じた訴求性の高いWEB教材等の参考となる取組や配慮すべき事項等に係る情報に、容易にアクセスできるようオンラインでの情報共有・集約化を促進・支援する、青少年のネット相談窓口等の形で、青少年の指導者等が相談・支援や街頭補導等の活動に際して現場で抱える「ネット問題」に対する一元的・包括的な相談・支援窓口を設け、気軽に相談・アドバイスが求められる体制を構築する、青少年の同世代の大学生や高齢者等の地域の人的資源を活用して、民間のサイバー防犯ボランティア団体等と協働して、「ちょっと詳しい指導者」等を養成する、青少年のライフサイクルを見通して、学校・地域・家庭における関係機関・団体の連携・ネットワークを強化し、指導者等の水平的な情報共有を促進するなど、保護者の責務履行を補助・支援できるよう、青少年を指導する立場にある指導者等の人材育成を促進・支援する持続可能な枠組み・プラットフォームを構築し、地域に密着して、現場の課題解決に資するよう、地域全体の相互作用の活性化を指向した取組を推進していくことが重要であると考えられる。

用について、主体的な気づきと理解を促すなど⁹⁸、これらの青少年に対する指導的な役割を果たすことができるよう、青少年のライフサイクルを見通して、地域に根差した形で人材育成のための重層的な支援を図る持続可能な枠組み・プラットフォームの整備を図る必要があると考えられる^{99 100 101}。

また、急速な高度情報通信社会の進展する中、自由で多様な社会の基盤的な情報伝達システムとしてのインターネットの特性を最大限に活かしつつ、社会的な健全性とシステム的な信頼性を維持するためには、保護者等の受信者側の人材育成のプログラムに加えて、特定サーバー管理者等のコンテンツの供給側・発信者側の倫理的な判断力と問題解決能力の向上を図ることも重要である。現在、第三者機関等を中心に、民間主導で人材育成・教育研修・資格制度等のスキームの整備・充実を図り、インターネットの利用に係る「信頼性の維持と確保」を促進する取組が行われており、このような取組は、青少年のインターネットの適切な利用や啓発活動を行う担い手・多様な人材育成を図る観点からも、人的基盤の裾野の拡大とその高度化に資する取組としても極めて有効であると考えられる¹⁰²。

⁹⁸ 例えば、スマートフォンを始め、新たなインターネット接続機器やサービスが急速に普及する中で、青少年が保護者や指導者等の気づかない使い方をして、インターネット上の違法・有害情報にアクセスして、危険ドラッグ等の新たな薬物の乱用に巻き込まれる危険性が増大しているため、青少年の保護者、学校関係者等のほか、地域で牽引的役割を担っている少年補導センターの少年補導員、少年警察ボランティア、青少年指導員、青少年相談員、民生委員、保護司等の指導者等に対して、青少年を取り巻くインターネット利用環境の実態、とりわけ、スマートフォン等を通じたインターネット上における危険ドラッグの販売・乱用等の実態について、必要な知識・情報を周知し、補導や相談・支援等の直接的なコミュニケーション等を通じて、青少年による危険ドラッグの乱用の兆しを見逃すことのないよう、積極的な情報提供・人材育成に配慮していく必要があると考えられる。

⁹⁹ 例えば、茨城県では、平成 18 年度より、茨城県PTA連絡協議会と連携して、茨城県メディア教育指導員(<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/bugai/josei/syonen/keitai.html>)を養成し、養成した指導員は、「茨城県メディア教育指導員連絡会」を立ち上げ、保護者の目線で、子どもたちを取り巻くインターネットの危険性などを保護者に伝える活動を行うなど、人材育成及び継続可能な枠組みの構築を進めている。

¹⁰⁰ 例えば、安心ネットづくり促進協議会(会長:新美育文)や(一社)モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(代表理事:高橋正夫)等では、地域における有識者(ファシリテータ)に最新の情報を迅速に届けることの出来る仕組みを構築すべく、ICTの動画コンテンツを活用した普及啓発番組「グッドネットチャンネル」の構築を進めている。

¹⁰¹ 例えば、群馬県では、子どもにインターネットの危険性やルールを分かりやすく伝えることを目的として、標語(「おぜのかみさま」、「お」おくらない(写真)、「ぜ」ぜったい会わない!、「の」のせない(個人情報)、「か」かきこまない(悪口)、「み」みない(有害サイト)、「さ」さがさない(出会い)、「ま」まもる(ルール)の頭文字)を発表し、啓発活動に活用している。また、子どものインターネット問題を啓発する知識・技能を習得した「群馬県子どもセーフネットインストラクター」(<http://www.pref.gunma.jp/03/c2910028.html>)を養成して、県内の小中学校等に派遣し、ネットの安全利用を呼びかける講話等の活動を推進している。

¹⁰² 例えば、(一社)インターネットコンテンツ審査監視機構(代表理事 白鳥令)は、特定サーバー管理者とデジタルコンテンツの受け手側の消費者、両者の研修・教育を通して、インターネットの技術的・社会的な質を確保するために、「デジタルコンテンツアセッサ」資格制度(<http://www.dca-qualification.jp/>)を開発している。この資格制度は、いくつかの大学と連携し、大学生等がインターネットを安全に安心して利用するための態度や知識、技能を身につけることを目的として構築されており、本制度の参加大学では、授業を履修することで学生が資格取得できる仕組みとなっている。

(3) ベストプラクティス等の情報共有・集約化と実証的なエビデンスに基づくPDCAサイクルを意識した推進体制の構築を図るべき

青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備に係る取組については、青少年のライフサイクルを見通して、これらに関わる縦のネットワーク・繋がりと地域における関係機関・団体等の横のネットワーク・繋がりについて目配りしつつ、先進的な施策・事業等に係る取組や課題認識等についての情報共有・集約化の支援に努めるとともに、地域の特性・多様性を尊重しながら、地域の実情に応じ、当事者の最も近いところで、地域に密着した形で課題解決に向けて、自主的かつ主体的な取組が展開できる持続可能なプラットフォームの構築が求められる。

また、このような取組をより実効あるものとするためには、教育・普及啓発や事業者等の青少年保護に係る取組の定着度・射程を継続的に確認・検証し、その結果を適切にフィードバック・共有し、これを踏まえて、目的意識的に施策・事業等の取組の改善・見直し等に生かしていくサイクルを「持続可能な形」で定着化させていくことが極めて重要となる。

このような観点から、本検討会としては、今後の取組の方向性に関する基本的な考え方の三本目の柱として、「ベストプラクティス等の情報共有・集約化と実証的なエビデンスに基づくPDCAサイクルを意識した推進体制の構築を図るべき」という方向性を提示する。

(ベストプラクティス等の情報共有・集約化)

青少年におけるインターネット利用環境が変化する中で、青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備のための取組については、課題認識やこれを踏まえた取組にかなりの温度差が認められるなど、地域間において、取組格差が生じている¹⁰³。

このため、課題・問題状況等を共通にする他の地方公共団体等の取組を参考に¹⁰⁴、地方の実情を踏まえたボトムアップ型の主体的な取組を促進・支援する観点から、地方公共団体間の情報共有・集約化を促進・支援するためのチャンネルや機会等の活性化を図るほか、関係機関・団体のウェブサイト等をプラットフォームとして¹⁰⁵、青少年のインタ

¹⁰³ 地方公共団体によっては、ベストプラクティス等の情報共有・集約化を効果的に促進する前提となるネットワーク環境の整備が不十分であるため、実効的に情報を共有・集約化して、活用することができない場合があることが指摘されている。

¹⁰⁴ 例えば、総務省では、学校におけるルール作りや高校生による中学生へのモラル教育の授業の実施等、地域における先進的な取組事例を収集・共有することで、地域における自主的な取組を促すことを目的として、「インターネットリテラシー・マナー等向上事例集」(平成26年10月27日公表 http://www.soumu.go.jp/main_content/000323296.pdf)として取りまとめている。

¹⁰⁵ 例えば、内閣府では、ベストプラクティス等に係る情報共有・集約化を促進・支援する観点から、都道府県及び指定都市で実施している「インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策」、「有害環境への対応」、「薬物乱用対策」、「不良行為及び初発型非行(犯罪)等防止」、「再非行(犯罪)防止」、「いじめ・暴力行為等の問題行動への対応」及び「青少年の福祉を害する犯罪被害の防止」等に係る施策を内閣府HP(「青少年環境

ーネット利用に係る実態等に係る問題点・課題等やこれらに対処するためのベストプラクティス等に係る情報共有・集約化を目的意識的に促進・支援することが極めて重要であると考えられる¹⁰⁶。

(実証的なエビデンスに基づく検証サイクルの構築のための調査研究等の高度化)

青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備については、行政事業レビュー等¹⁰⁷において、施策の達成度について、実証的なエビデンスに基づき、(政策目標・業績指標を明示的に設定して)、P D C Aを意識したサイクルを回すべきことが指摘されている¹⁰⁸。

このような観点からは、教育・普及啓発や青少年保護に係る取組等の効果・定着度の検証に必要な実証的なエビデンスの収集と主たる効果検証指標(K P I s)に基づく分析が可能となるよう、国内外の関連する調査研究の調査手法・分析手法等を踏まえつつ、社会統計調査としての手法の高度化(マクロ調査としての意識調査、ミクロ調査としてのインタビュー調査の複合化等)を図るとともに、産官学民におけるそれぞれの調査研究等の取組の相補性を高め、実証的なエビデンスやその調査手法等に係る情報の利活用を促進するための情報共有・集約化を促進・支援するなど、実証的なエビデンスの収集等に関する調査研究等の高度化を推進することが極めて重要であると考えられる¹⁰⁹。

(民間主導の取組の実効性を高めるためのステークホルダー間の調整サイクルの必要性)

フィルタリング等の青少年保護に係る民間主導の取組の実効性を高めるためには、事業者等による取組が、社会的にも市場的にも評価され、持続可能な形で展開されるよう

整備に係る事業等一覧表」、<http://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/jigyuu/index.html>)に一覧で掲載している。

¹⁰⁶ 具体的な取組としては、関係省庁が保有するデータを多角的に分析すること、関係省庁間で共有した情報を各都道府県に対して迅速に、わかりやすく伝えること、研修会等で毎回同じ講師が講和することがあるため、インターネットに関する専門知識を持った講師やコーディネーターの一覧を共有することなどが考えられる。

¹⁰⁷ 内閣府「平成26年度行政事業レビュー 平成26年度公開プロセス」

http://www.cao.go.jp/yosan/pdf/process26_comment_02.pdf

¹⁰⁸ 例えば、ネット・ネイティブ世代が今後保護者になる時代を見据え、保護者の責務が適切に履行できているかを適切に評価・検証し、保護者の責務の在り方の見直しや訴求性の高い教育・普及啓発活動等を展開するためには、保護者自身のインターネット・リテラシーやインターネットの利用状況と青少年のインターネット利用環境の実態等を踏まえた上で、保護者の責務・役割が適切に履行できているのか見極めていく必要がある。

¹⁰⁹ 青少年のインターネット利用環境実態調査等の施策事業のエビデンスを集約するための調査研究等については、調査対象を0～18歳の子供の保護者に拡大し、青少年のライフサイクルを見通した継続的なエビデンスの集約を可能とするとともに、保護者のインターネット・リテラシーやインターネット以外のメディア・リテラシー等とインターネットの利用状況の相関を詳細に分析が行えるようにしたり、統計調査を補完するインタビュー形式の詳細調査等を並行して実施することなどにより、保護者の責務の在り方、青少年とその保護者の適切な生活習慣づくり、訴求性の高い普及啓発活動等の在り方の検討に適切に反映するよう改善を図ることが考えられる。

な環境整備が極めて重要である¹¹⁰。とりわけ、個々の事業者が開示・公表する情報のみでは、同様のサービスについてどの事業者がどのような措置を講じているかを全体として理解し、比較検討することは必ずしも容易ではないことから、これらの取組の実効性を高めるためには、各事業者による取組を中立的な立場から、客観的な基準により分析・評価し、利用者がその結果を知ることができる仕組みが構築されることが望ましい¹¹¹。

このため、事業者における情報開示・情報提供等の主体的かつ主体的な取組を促進・支援するとともに、事業者等の取組の客観的な水準が利用者から客観的に評価できるよう、保護者等の判断材料となる「物差し」となる情報が分かりやすく提供され¹¹²、これらの取組の実効性が客観的にモニタリングできるような、ステークホルダー間の調整サイクルの構築に資する事業者や第三者機関等の自主的かつ主体的な取組を一層促進・支援することが重要であると考えられる。

このようなステークホルダー間の調整サイクルについては、既存の第三者機関等の取組の実情等を踏まえつつ、第三者機関の取組等の促進・支援の在り方及びこれらの取組等の国際的な規範との適合性を確保するための方策や、第三者機関を活用して事業者が自主的かつ主体的に社会的責務を履行するインセンティブ付けを促進する取組等につき、国内外の調査研究を通じて検討を深めていく必要があると考えられる。

（定着度の検証に重点を指向した地域における持続可能な啓発サイクルの構築）

青少年を取り巻くインターネット利用環境が変化する中、地域における青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備に係る取組をより実効あるものとしていくためには、地域には、地域の事情・風土・習慣があることから、その特性・多様性を尊重しながら、地域の実情に応じ、当事者の最も近いところで、地域に密着した形で課題解決に向けて、自主的かつ主体的な取組が、産官学民の連携の下、持続可能な形で展開でき

¹¹⁰ フィルタリング等の青少年保護に係る取組については、その機能や実効性の向上に向けて、青少年のリスク回避能力の状況に適合した、適切なものに改善されていくためにも、フィルタリング等の青少年保護に係る取組の効果に関する科学的なデータを得るための調査・実験等の客観的評価を促進・支援する取組が必要であると考えられる。

¹¹¹ 専門的な知見を有する第三者機関の取組の在り方については、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において取りまとめられた「スマートフォン安全安心強化戦略」（平成 25 年 9 月、http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_02000122.html）において「青少年に広く利用され、青少年に大きな影響を持つアプリケーションを提供している事業者やコンテンツ配信事業者においては、青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備に関する社会的な責任を果たす一環として、このような第三者機関による認定制度の仕組みに積極的に対応することにより、利用者にとって、客観的に青少年保護対策を講じていることが明らかとなる。その結果、青少年による利用の拡大にもつながり、青少年がスマートフォンによる、より大きな利便を享受することに寄与することをこれらの事業者が認識し、適切に対応することが求められる。」(p.178)と指摘している。

¹¹² 例えば、第三者機関等において、青少年がインターネットを利用する機器について、保護者自身がどの程度実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る取組が活用できているか、また、どのような違法・有害情報にアクセスする危険性があるのかを、保護者の求めに応じて、インターネット上や販売店等で、ワンストップで容易に確認できるよう、分かりやすく「見える化」するサービスを提供することが考えられる。

る枠組・プラットフォームが構築されるよう、ボトムアップの取組の促進・支援に重点を指向した環境整備が求められると考えられる。

このためには、地域の実情を踏まえ、訴求対象の特性を踏まえた、課題解決に資するきめ細やかな取組を展開することが必要であり、教育・普及啓発や事業者等の青少年保護に係る取組について、P D C Aサイクルを意識して、訴求対象に対する取組の効果・定着度を継続的に確認・検証し、その結果を適切にフィードバック・共有し、これを踏まえて、目的意識的に施策・事業等の改善・見直し等に生かしていくサイクルを「持続可能な形」で定着化させていくことが重要であると考えられる¹¹³。

また、このような地域におけるプラットフォームの構築に際しては、青少年のライフサイクルを見通して、乳幼児期から学童期、思春期を経て青年期まで、青少年の年齢を縦断して、継続的に寄り添い、一貫して支援を行うという「縦のネットワーク」の視点と、目的意識的に、各種学校行事や地域での研修会、イベント等の機会を活用し、関係機関・団体が連携して、地域における自主的・持続的な取組に繋がるように普及啓発活動を展開し、学校・家庭におけるルール作りや適切な生活習慣づくり等に繋げていくという「横のネットワーク」の視点を押さえた上で、目的意識的に重層的な支援を行っていくことが重要であると考えられる^{114 115}。

（検討会の在り方の見直し等）

青少年を取り巻くインターネット利用環境が変化する中で、青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備に係る今後の取組をより実効あるものとするためには、利用者の視点からは、情報セキュリティ対策、青少年の違法・有害情報対策、情報モラル対策、インターネット上の青少年に係る消費者保護・個人情報保護、いわゆる「ネット依存」対策等は、同じ「ネットの問題」として受け止められることを意識して、これらの青少年のインターネットの適切な利用に関する課題について、地域における関係機関・

¹¹³ 例えば、内閣府では、平成 25 年度より、地域が自立的に各種取組を実施できるようにするための連携体制構築を目的として、「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を実施している。また、総務省では、全国 11 箇所の総務省地方総合通信局等において、地域における自主的な取組を促すため、地域の有識者や団体における連携体制の構築を進めている。さらに、文部科学省では、関係業界・団体の連携を強化する「ネット安全安心全国推進フォーラム」の開催や地域における有害情報対策推進事業の支援等に取り組んでいる。

¹¹⁴ 利用者の視点に立てば、情報セキュリティ対策、青少年の違法・有害情報対策、情報モラル対策、インターネット上の青少年に係る消費者保護・個人情報保護等は、同じ「ネットの問題」であるにもかかわらず、地域における普及啓発に際して、同じ場で扱われる機会が少なく、普及啓発の相乗効果を効果的に高めるように配慮した取組が少ないことや、保護者や指導者等が、青少年の「ネット問題」について気軽に相談・アドバイスを求めることができる一元的・包括的な相談・支援窓口が機能できていないことが指摘されていることから、地域におけるプラットフォームの構築に当たっては、地域の実情に応じ、利用者の視点に立って、目的意識的に青少年の「ネットの問題」等に関する取組等について、「横串」の有機的な連動化を図ることができるよう、ボトムアップの取組を実効的に展開できるよう配慮する必要がある。

¹¹⁵ 例えば、大分県では、地域の有識者等を巻き込んだ取組として、(公財)ハイパーネットワーク社会研究所が(平成5年3月29日設立。代表理事：会津泉、http://www.hyper.or.jp/staticpages/index.php/net_trouble)、インターネット利用時のトラブルを何でも相談できる相談窓口として「ネットあんしんセンター」を設置している。

団体の連携・情報共有等が一層促進されるよう、また、本検討会における議論や検討の結果が迅速に関係機関・団体等の施策・事業に反映されるよう、適切に検討の場・連携（アウトリーチ）の場を設定して議論を進めていくことが重要になる¹¹⁶。

このような観点から、本検討会の在り方については、本検討会を明確に子ども・若者育成支援推進本部の枠組みの中に位置付け、本検討会における議論や検討の結果が迅速に関係機関・団体等の施策・事業に反映されるよう、同本部との関係を整理するとともに、新たな課題検討に資するよう、検討会に参加するオブザーバー省庁の範囲等を見直すことが考えられる。

例えば、青少年のインターネット利用に関連する事業者等の責務・役割の再整理等に関する検討をより実効あるものとするためには、本検討会の下に専門部会の形で技術的・専門的な観点から集中的に課題を整理・議論する場を設け、専門部会の議論をフィードバックすることや、関係省庁の有識者会議における技術的・専門的な観点からの検討等と有機的に連動させて、これらの検討結果等を本検討会に効果的にフィードバックすることなどが考えられる。

また、毎年度の基本計画のフォローアップに際しては、緊急に対処すべき課題等についての本検討会における議論等の結果が迅速に関係機関・団体等の施策・事業に反映されるよう、必要に応じ、緊急提言等の形で、本検討会として、これらの課題への対処の方向性を公表し、関係機関・団体等への取組を促すなど、利用者の視点に立って、本検討会としての情報発信をより実効あるものとしていくことが考えられる。

¹¹⁶ 総務省「青少年インターネットセッション議長レポート～ 2020年代に向けた青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備の在り方～」(平成26年7月)
http://www.soumu.go.jp/main_content/000306092.pdf

第2章 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画の見直しに係る提言

「第1章 青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状と課題」を踏まえ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画の見直しに係る提言として、「第1章 3 今後の取組の方向性に関する基本的な考え方」に基づき、今後取り組むべき施策等の内容を提示する。

第1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策についての基本的な方針

1. 基本理念

青少年インターネット環境整備法は、国及び地方公共団体が、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を策定し、実施するに際してのっとるべき、以下の基本理念を掲げている。

第一に、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットの情報発信を行う能力を習得させる。

第二に、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及、青少年のインターネットの利用に係る事業者による、青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置等により、青少年が青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくする。

第三に、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重する。

2. 基本的な方針

青少年インターネット環境整備法で規定されている上記の基本理念を踏まえつつ、政府においては、以下の(1)から(5)に掲げる5点を基本的な方針として、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に取り組むこととする。

- (1) 青少年が自立して主体的にインターネットを利用できるようにするための教育・啓発の推進

青少年が、その発達段階に応じて、自立して主体的にインターネットを利用できるようにするため、学校において発達段階に応じた情報通信技術の活用指導及び情報モラル教育を実施するとともに、適切な生活習慣の定着化に向けた家庭における取組を支援するなど、地域社会、家庭等における青少年に対する啓発活動を実施・支援する。

(2) 保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるようにするための啓発活動の実施

保護者が、青少年のライフサイクルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理できるようにするため、保護者のインターネット・リテラシー及びインターネットの利用実態等を踏まえつつ、学校、地域社会等において、インターネット上の有害情報、青少年に対するインターネット上の危険性や、それらの問題への対応方法、インターネット利用に関する「親子のルール作り」など家庭等で日々の生活習慣を見直す取組等について保護者に対する啓発活動を実施・支援する。

(3) 事業者等による青少年が青少年有害情報に触れないようにするための取組の促進

保護者のニーズに応じて青少年が青少年有害情報に触れないようにすることを可能とするため、青少年保護・パイ・デザインを念頭に置いて、事業者等における、青少年に対するフィルタリングの提供等の義務の履行、フィルタリング等の実効的な青少年保護に係る取組の普及啓発、保護者のニーズに応じたフィルタリング等の高度化、児童ポルノに対するブロッキング等の青少年有害情報の閲覧防止措置等を促進する。

(4) 国民によるインターネット上の問題解決に向けた自主的な取組の推進

インターネット利用者である国民一人ひとりが、青少年有害情報その他のインターネット上の問題の解決に向けて、青少年に配慮した情報発信や、通報等の自主的な取組を行うよう啓発する。

(5) 技術や活用方法等の変化を踏まえた実効的なPDCAサイクルの構築

インターネットの利用環境はその急激な技術革新等により大きく変化するものであり、技術や活用方法等の変化が著しいインターネットのこのような特性を踏まえ、実効的なPDCAサイクルを構築し、青少年に関する新たな問題の実態を速やかに把握し、迅速に対応する。

3. 施策実施において踏まえるべき考え方

上記の基本的な方針に基づき各施策を推進するに際しては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に向けた取組を通じて、青少年有害情報から青少年を守り、インターネットの恩恵を享受させるため、次の5つの考え方を踏まえて実施することが求められる。

リテラシー向上と閲覧機会の最小化のバランス

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するため、青少年のライフサイクルを見通して、あらゆる機会を利用してインターネットを適切に活用する能力の向上を図る施策を行う。これを補完するため、青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための施策を行う。

保護者及び関係者の役割

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する権利を持ち、役割を担うのは、一義的にはその青少年を直接監護・教育する立場にある保護者である。ただし、インターネットの利用環境はその急激な技術革新等により大きく変化するものであり、保護者が単独でその役割を全うすることは困難なため、事業者等において、青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた青少年保護に係る取組を一層促進するなど、関係者は連携協力して保護者がその責務を適切に履行できるよう、補助・支援する各々の役割を果たさなければならない。

受信者側へのアプローチ

青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための施策は、インターネット上の自由な表現活動の確保の観点から、受信者側へのアプローチを原則とする。

民間主導と行政の支援

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するに当たって、まずは、民間による自主的かつ主体的な取組を尊重し、これを更に行政が支援する。

有害性の判断への行政の不干渉

いかなる情報が青少年有害情報であるかは、民間が判断すべきであって、その判断に国の行政機関等は干渉してはならない。

第2 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項

青少年に発達段階に応じたインターネットを適切に活用する能力を習得させるため、次のとおり、P D C Aサイクルを意識して、学校、社会及び家庭における青少年のインターネットの適切な利用に関する教育・啓発を推進するとともに、青少年のライフサイクルを見通した教育・啓発の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援や、ベストプラクティス等に係る情報の共有・集約化を促進・支援する施策を実施する。

また、政府一体となった広報啓発活動を実施するとともに、民間団体等の啓発活動に対する支援を積極的に行う。さらに、社会総がかりで青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関し、国民運動としての展開を図る。

1. 学校における教育・啓発の推進

(1) 情報モラル教育等の推進

全ての小中高等学校等において、その各学校段階、児童生徒の発達段階等に応じ、必要とされる情報通信技術の適切な活用指導及び情報モラル教育を着実に実施する。

(2) 情報モラル等の指導力の向上

発達段階に応じた情報モラル教育の指導の参考となる国が作成した教材や資料の活用を推進するほか、指導主事等に対する研修等を実施することなどにより教員の情報モラル教育の指導力の向上を図り、引き続き、概ね全ての教員(教員を志望する学生を含む。)が情報通信技術の活用及び情報モラルを指導する能力を身に付けることを目指す。

(3) 学校における啓発活動の推進

青少年が犯罪の加害者にも被害者にもならないよう、学校における教育をサポートする啓発資料の作成・提供や、官民連携して青少年・教職員・保護者等に対するインターネットの適切な利用に関する啓発講座を実施するとともに、学校における保護者等に対する効果的な説明の機会を活用した啓発活動の実施を推進する。

なお、「小中学校への携帯電話の原則持込禁止」等に関する取組の徹底等を求めた通知を踏まえ、各学校や地域の実情に応じた取組を推進する。

(4) 「ネット上のいじめ」に対する取組等の推進

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)等を踏まえ、コミュニティサイトやいわゆる「学校裏サイト」などを通じた「ネット上のいじめ」に対して、その実態把握を行うとともに、関係機関等と連携し、未然防止、早期発見、早期対応につながる取組を行うことや、児童生徒が「ネット上のいじめ」も含めたいじめ問題について主体的に考える機会を提供することを促進する。

2. 社会における教育・啓発の推進

(1) 地域・民間団体・事業者等による教育・啓発活動への支援

青少年が犯罪の加害者にも被害者にもならないよう、青少年が実際にインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれた事例及びその対応策等をまとめた事例集を提供するとともに、青少年等に対するインターネットの適切な利用に関する啓発講座を官民連携して実施する。

また、地域・民間団体・事業者等による教育・啓発活動が、PDCAサイクルを意識して、それぞれの実情に応じながら継続的に実施されるよう、地域における持続可能なプラットフォームの構築に向けた連携体制の整備に努めるとともに、シンポジウムやフォーラムの開催、民間団体が実施する青少年のインターネット利用能力検定の利用促進、啓発資料の作成・配布等により支援する。

(2) 地域におけるベストプラクティス等の情報共有・集約化の促進・支援

ホームページ等のポータルサイト等を効果的に活用して、関係機関・団体等における青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備のための具体的な取組等について、利便性の高い情報を、一覧性を持たせて分かりやすい形で速やかに提供するほか、地域における関係機関・団体等による、創意工夫を生かしたベストプラクティス等の情報共有・集約化を促進・支援する。

(3) サイバー防犯ボランティア等の地域における多様な担い手・人材の育成支援

地域の実情に応じて、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育や啓発活動が効果的に推進されるよう、サイバー防犯ボランティア、地域のNPO団体等の地域における多様な担い手・人材の育成支援を推進する。

(4) インターネット・リテラシーに関する指標等を活用した取組の推進

スマートフォンを始めとする新たな機器の出現等により、青少年が安全に安心してインターネットを活用するために必要なリテラシーが多様化していることから、青少年のインターネット・リテラシーに関する指標等を活用して、青少年及び保護者等のインターネット・リテラシー及びインターネットの利用実態等を評価し、その分析結果に基づいたインターネット・リテラシーの向上施策等を推進する。

3. 家庭における教育・啓発の推進

(1) 青少年の発達段階に応じた保護者の管理（ペアレンタルコントロール）への支援

青少年のプライバシーに配慮した形でのアクセス履歴の把握、機能限定が可能な携帯電話、スマートフォン等のアプリケーションの端末側での利用制限等、保護者が青少年のインターネット利用について把握し、その発達段階に応じて保護者の選択によりインターネット利用をコントロールできる方法（ペアレンタルコントロール）について適切に活用できるよう、周知啓発を実施する。

(2) 「親子のルールづくり」など適切な生活習慣の定着化に向けた家庭における取組への支援

保護者が青少年のインターネット利用について把握し、その発達段階に応じて保護者の選択によりインターネット利用をコントロールするなど、保護者がその責務を適切に履行できるよう、保護者のインターネット・リテラシーの向上と家庭における適切な生活習慣の定着化を図るため、青少年のインターネットの適切な利用に関する啓発講座を官民連携して実施する。

また、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための家庭等でのインターネットの利用に係る親子のルールづくり、コミュニティサイト等の利用上のリスクやインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれることを防ぐ方法、長時間利用によるいわゆる「ネット依存」の危険性、子供のインターネット上の問題に係る相談窓口等について、青少年や保護者への啓発資料を提供するとともに、インターネットに関するメディアリテラシーの育成のための保護者向けの教材を提供することなどにより、家庭における取組を支援する。

4. 青少年のライフサイクルを見通した教育・啓発の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等

(1) 効果的な情報教育の実施への支援

情報教育の実施上の課題の解決を目指した調査研究を実施し、より効果的な情報教育の実施を支援する。

(2) 保護者等の特に注力が必要な層に対する効果的な啓発等の在り方の検討・推進

保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるよう、インターネット上のトラブルへの対応等に関する情報やこれらに関する相談窓口等に係る情報の適切な提供に配慮するとともに、保護者等の特に注力が必要な層における主体的な取組を促進・支援するため、青少年のインターネット問題に係る相談等の窓口の在り方やスマートフォン・携帯電話・PHS・ゲーム機・パーソナルコンピュータ・タブレット・携帯音楽プレイヤー等のインターネット接続機器の購入・更新時やアプリケーション・ソフト等の購入時等を捉えた効果的な啓発の在り方等、訴求性の高い啓発・支援の在り方の検討を推進する。また、これらの取組の効果を高めるため、青少年及び保護者等のインターネット・リテラシー及びインターネットの利用実態等について、継続的な調査を実施する。

5. 国民運動の展開

(1) 社会総がかりで取り組むための総合的・集中的な広報啓発の推進

社会総がかりで青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の実現に取り組むよう、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、「子ども・若者育成支援推進強調月間」や青少年が使用するスマートフォン・携帯電話・PHS等の購入が多く見込まれる進学・進級時期等における「春のあんしんネット・新学期一斉行動」等を通じた総合的・集中的な広報啓発等を継続的に実施する。

(2) インターネット利用者・事業者等の主体的な活動への支援

インターネット利用者・事業者等が自ら青少年の安全で安心なインターネットの利用環境整備に向け、自らの取組が第三者機関等の定める指針等に適合している旨の認定を取得するなどして具体的に取り組むことを決め、ロゴマーク等を用いてそれを明らかにして実践するなどの、第三者機関等を活用した主体的な取組については、その取組主体の更なる広がりを促進する活動を支援する。

第3 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項

社会全体で「子供達を守り育てる」という原点に立ち返り、青少年が青少年有害情報を閲覧する機会を最小化するため、次のとおり、事業者によるフィルタリング提供義務等を確実に実施しつつ、フィルタリング等の青少年保護に係る取組の利用の一層の普及を図るとともに、保護者が、青少年の発達段階に応じて、機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る機能等を容易に利用できるようにする施策を実施する。

とりわけ、青少年を取り巻くインターネット利用環境においては、次々と新しい機器、サービス及び伝送技術等が出現し、青少年に普及するところ、新たな機器等を提供する場合には、その設計段階から青少年が利用することを想定し、あらかじめ実効的な青少年保護に係る取組を組み込んだ形で、機器・サービスの設計・提供、事業者内部及び事業者間の体制の整備等（青少年保護・バイ・デザイン）が行われるよう、民間主導の取組を促進・支援する。

1. 事業者によるフィルタリング提供義務等の実施徹底及び保護者への説明等の推進

(1) フィルタリング提供義務等の実施徹底

青少年インターネット環境整備法に基づく事業者によるフィルタリング提供等の義務の実施を徹底するとともに、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）」に基づくいわゆる出会い系サイトの利用を防止するためのフィルタリングその他の手段を関係事業者が提供する取組を推進する。特に、青少年インターネット環境整備法に基づき青少年へのフィルタリングの提供が原則として義務づけられる携帯電話・PHSについては、青少年が利用しているの可否かを把握する取組を推進する。

(2) 保護者への説明等の推進

青少年のインターネット接続に際し用いられるスマートフォン・携帯電話・PHS・ゲーム機・パーソナルコンピュータ・タブレット・携帯音楽プレイヤー等の機器については、保護者等にフィルタリングの内容や必要性及び利用方法が十分理解されるようにする取組を推進する。また、これらの取組が効果的なものとなるよう、保護者等が事後的に説明や情報提供等が受けられる青少年のインターネット問題に係る相談窓口等の周知徹底等が図られるよう、利用者の視点に立った適切な対応を促進する。

(3) 望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の普及

青少年のインターネットの利用環境が変化を続けている中、インターネット接続に際し用いられるスマートフォン・携帯電話・PHS・ゲーム機・パーソナルコンピュータ・タブレット・携帯音楽プレイヤー等の機器について、関係事業者がどのように連携してフィルタリングを提供するのが望ましいかを判断できるように、フィルタリング提供の在り方を判断するための基準の周知・普及を進め、関係事業者による適切なフィルタリングサービス等の提供を促進する。

2. 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いたフィルタリング等の青少年保護に係る取組の推進

(1) フィルタリング等の多様化・改善の推進

青少年が青少年有害情報を閲覧する機会を最小化するため、青少年のインターネット接続に際し用いられる機器については、青少年の発達段階に応じて保護者が選択できるフィルタリング等の多様な青少年保護に係る機能・サービス等が提供されるよう、その取組を促進し、必要に応じて、機能・サービス等や販売等に際してのこれらの取組等に係る説明・情報提供の在り方の改善を促すなど、利用者の信頼に応える機能・サービス等や情報提供等を促進・支援する。

(2) フィルタリングの閲覧制限対象の把握及び適正化支援

インターネット・ホットラインセンター等が一般利用者から通報されたウェブサイトのURL情報を、フィルタリング提供事業者へ継続的に提供することを支援するなど、フィルタリングによる閲覧制限対象の把握を支援するほか、フィルタリングにおいて、青少年有害情報に該当しない情報まで閲覧を制限されないよう、民間の第三者機関による青少年保護に配慮した運営体制等をとるウェブサイトを認定する取組等を支援する。

(3) 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器、サービス及び伝送技術等への対応

新たな機器、サービス及び伝送技術等を提供する場合には、青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いて、あらかじめ実効的な青少年保護を組み込んだ形で、機器・サービスの設計・提供、事業者内部及び事業者間の体制の整備等が加速するように民間の取組を支援する。

また、これらの取組が効果的なものとなるよう、保護者等にフィルタリング等の青少年保護に係る取組の内容や必要性及び利用方法を分かりやすく伝える事業者の自主的か

つ主体的な取組を支援する。

なお、環境変化が激しいインターネット利用については、SIMロック解除に係る動向や新たなインターネット接続機器やWi-Fi等の伝送技術が一層普及することに対応して、民間団体の自主的な取組の在り方も踏まえ、機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る取組の実の方策等について、第三者機関の関与の在り方も含め、継続的に検討する。

3. フィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及促進のための啓発等

機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る取組が普及促進されるよう、地方公共団体、フィルタリング推進機関その他の啓発を行う団体、関係事業者及びPTAその他の関係団体等と連携して、啓発等を継続的に実施し、推進する。

4. フィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及状況等に関する調査研究

機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る取組の性能改善及び普及等の施策の検討及び実施等に資するため、青少年及び保護者等のインターネット・リテラシー及びインターネットの利用実態等の調査を継続的に実施する。

第4 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項

青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための取組を行っている民間団体又は事業者に対して、次のとおり、その自主的かつ主体的な取組を最大限尊重し、有害情報の判断や、フィルタリングの基準設定等に干渉することなく、技術開発の支援を含む財政支援等を実施する。

1. 青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動に対する支援

民間団体等の教育啓発活動の更なる拡大と充実のため、これらの活動が、PDCAサイクルを意識して、それぞれの事情に応じながら継続的に実施されるよう、地域における持続可能なプラットフォームの構築に向けた連携体制の整備に努めるとともに、シンポジウムやフォーラムの開催、民間団体が実施する青少年のインターネット利用能力検定の利用促進、啓発資料の作成・配布等の地域の実情に応じた取組を支援する。

2. ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援

(1) ガイドライン策定等の体制整備の支援

個人・企業等のウェブサイトの運営者や掲示板その他のサービスを提供する事業者等による自主的な青少年有害情報の閲覧防止措置等を促進するため、民間団体におけるモデル約款の整備や違法・有害情報対策ガイドラインの策定及びそれを実施する体制整備、相談窓口等の取組を支援する

(2) 効率的かつ円滑な活動実現のための支援

事業者等の青少年有害情報への対応の効率的かつ円滑な実施のため、民間におけるインターネット上の違法・有害情報対策に資する調査等を行う。

3. 青少年のインターネット上の問題に関する相談等に対する支援

青少年に対して危険性があるインターネット上の情報を、民間団体等が発見するための活動や、青少年等のインターネットの利用により生じたトラブルについて相談等を行う民間団体等の活動を支援する。

4. その他のインターネットの利用環境整備に向けた活動に対する支援

産学連携した自主的取組を推進する民間団体である安心ネットづくり促進協議会等の青少年のインターネットの利用環境整備に向けた教育・普及啓発、人材育成等の活動の取組強化、参加者相互間の連携強化を支援する。

第5 その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項

青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、次のとおり、インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止対策を推進するとともに、インターネット上の児童ポルノ等の違法・有害情報の削除等に関する対応依頼や被害に関する相談体制を整備し、迷惑メール等の個別の課題への取組を推進する。

1. インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止対策の推進

(1) インターネットを通じた青少年被害に係る犯罪の取締り推進及び体制強化

インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止を図るため、出会い系サイト上の禁止誘引行為等の青少年被害に係る犯罪の取締りを推進するとともに、これに必要な取締り体制を強化するほか、これらの犯罪を犯した者に対する厳正な科刑を実現する。

(2) コミュニティサイトに起因する事犯の取締りと青少年の被害防止に向けた事業者に対する働き掛けの推進

コミュニティサイトに起因する事犯の取締りを推進するとともに、広報啓発、サイト事業者によるミニメールの内容確認を始めとするサイト内の監視体制の強化や携帯電話事業者の保有する利用者年齢情報を活用した実効性あるゾーニングの導入等、青少年の被害防止に向けた自主的取組が推進されるよう働き掛ける。

(3) サイバー補導の推進

インターネットに起因する福祉犯から児童を保護し、その健全育成を図るため、児童が援助交際を求める等のインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童に直接注意・指導するサイバー補導を推進する。

(4) インターネット上の児童ポルノの排除に向けた取組の推進

「第二次児童ポルノ排除総合対策」(平成25年5月28日犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、児童ポルノ被害の未然防止・拡大防止、被害児童の保護・支援等のインターネット上の児童ポルノの排除に向けた取組を推進する。

(5) 捜査等のための良好な協力関係の構築推進

被疑者の検挙や被害の拡大防止に向けた民間団体等との良好な協力関係の構築を一層推進する。

2. 違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進

(1) インターネット・ホットラインセンター等を通じた削除等の対応依頼推進

インターネット上に氾濫する違法・有害情報への対策を進めるため、インターネット・ホットラインセンター等を通じた、インターネット上の違法・有害情報の削除依頼を推進するとともに、いわゆる出会い系サイトや会員制サイト等における違法情報等のインターネット・ホットラインセンター等への通報が促進されるよう、サイバーパトロール業務の民間委託等を推進する。

(2) 事業者及び民間団体の効果的な閲覧防止策等の支援

インターネット上の児童ポルノ等の違法・有害情報について、青少年がインターネットを利用して、これらを閲覧する機会をできるだけ少なくするよう、青少年の権利を保護するための事業者及び民間団体における効果的な閲覧防止策等を支援する。

3. 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進

(1) インターネットによる人権侵害の被害を受けた青少年等からの相談等への対応

インターネットによる名誉毀損等の被害を受けた青少年等が相談しやすいよう、引き続き、専用相談電話による相談の受付、全国の小中学生への相談用の便箋兼封筒「子どもの人権SOSミニレター」の配布、インターネットによる相談の受付等の対策を推進する。また、青少年や保護者等に対して、人権擁護の観点からのインターネットの適正な利用に関する啓発活動を推進する。

(2) インターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害への対応の支援

インターネット上の名誉毀損、プライバシー侵害等の情報に関する相談については、プロバイダ等に対する発信者情報の開示請求や当該名誉毀損、プライバシー侵害等の情報の削除依頼の方法について助言するほか、必要に応じプロバイダ等に対し当該情報の削除を要請する取組を推進する。

4. 迷惑メール対策の推進

(1) 法の着実な執行その他の総合的な対策実施

一方的に送信されるいわゆる出会い系サイトやアダルト関係の広告宣伝メールについては、青少年への違法・有害情報への誘導につながらないよう「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」（平成 14 年法律第 26 号）及び「特定商取引に関する法律」（昭和 51 年法律第 57 号）に基づく規制の執行を着実に進めるとともに、事業者等の技術的対策の促進等の総合的な対策を実施する。

（2）国際連携の推進

各国との間で迷惑メール対策に関する情報交換を行い、必要に応じ、外国執行当局に対し迷惑メール対策法制の遂行に資する情報を提供するなど執行面で国際的な連携を図る。

（3）チェーンメール対策の周知啓発

多くの青少年が受け取ったり、送ったりしているチェーンメール（メールによる不幸の手紙など転送を呼び掛け、次々と連鎖していく迷惑メール）については、迷惑メール相談センターを通じ、対処方法等の周知啓発を実施する。

5. 国内外における調査

（1）有害情報の社会的影響の調査

青少年有害情報の青少年等にもたらす社会的影響の産学連携した調査等を支援する。

（2）諸外国の取組の調査

青少年有害情報に関連する施策を推進している諸外国の現状や取組等について調査研究を実施する。

第6 推進体制等

1. 国における推進体制

基本計画に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、子ども・若者育成支援推進

本部を中心として、内閣総理大臣のリーダーシップの下に関係行政機関等の相互の緊密な連携・協力を図る。

2. 地方公共団体、保護者、事業者及び民間団体等との連携体制の活用

基本計画に基づく施策の実施に当たっては、保護者、事業者及び民間団体における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担うことに鑑み、地方公共団体とともに、保護者、事業者及び民間団体等の相互の連携協力体制の整備に努める。

3. 国際的な連携の促進

国境を越えて情報を発信・閲覧することができるインターネットの特性に鑑み、国際的な機関や関係国間の会議等に参画し、日本の取組について積極的に情報発信するとともに、各国の取組に関する情報交換を進める。特に平成24年2月に採択された経済協力開発機構（OECD）のオンライン上の青少年保護勧告やそれに基づく取組については、関係府省で連携して継続的に対応する。

また、民間におけるインターネットの利用環境整備に係る取組についても、国内外の事業者等による自主的かつ主体的な取組が促進されるよう、国際機関等において策定された指針等やこれらに基づく民間主導の実効的な青少年保護に係る取組に関する情報提供等の支援を行うなど、国際的な連携を目指した取組を推進する。

4. 基本計画の見直し等

基本計画については、技術や活用方法等の変化の著しいインターネット上の青少年に関する新たな問題等に対し迅速に取り組み、1年間に1度、具体的な施策の取組状況について、PDCAサイクルを意識して、青少年のインターネット利用環境実態調査等により、できる限り定量的な検証を行いつつフォローアップを実施する。また、フォローアップの結果、社会経済情勢の変化、青少年のインターネット利用環境をめぐる諸情勢の変化並びに青少年インターネット環境整備法及び基本計画に基づく施策の推進状況等を踏まえ、法令改正も含めた必要な対応の検討を実施するとともに、3年後を目途に基本計画を見直すものとする。

第3章 別添資料

1 「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」開催状況

開催日	第21回 平成26年2月19日(水)
主な議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 報告案件 2. 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画の進捗状況(平成25年度)について 3. 青少年インターネット利用環境整備法及び基本計画に基づく施策の推進状況等に係る検討(1)
資料¹¹⁷	<ol style="list-style-type: none"> 1 今後の検討の方向性 2 検討会の進め方 3-1 平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査結果(速報) 3-2 「青少年のインターネット利用環境実態調査」(青少年用調査票) 3-3 「青少年のインターネット利用環境実態調査」(保護者用調査票) 4-1 保護者向け普及啓発用リーフレット 4-2 春のあんしんネット・新学期一斉行動について 5-1 児童の犯罪被害等を防止するための取組の推進について 5-2 児童の犯罪被害等を防止するための取組の推進について(通達)

開催日	第22回 平成26年4月24日(木)
主な議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 今後の検討会の検討の方向性について 2. 今後の検討会の進め方について 3. 「平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査」の結果について(速報) 4. 報告案件
資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査結果(概要) 2 平成25年度青少年のインターネット利用環境づくりフォーラムについて 3 内閣官房IT総合戦略室配布資料 (インターネット上の違法・有害情報対策の広報啓発活動、インターネット上の違法・有害情報等に対する枠組み) 4 内閣府配布資料(青少年インターネット環境整備基本計画に基づく内閣府の主な取組(平成25年度)) 5-1 警察庁配布資料<1>(平成25年度青少年インターネット環境整備に関する主な取組)

¹¹⁷ 「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」の議事録や配布資料等は、内閣府HP(「検討会等」、<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/kentokai/index.html>)で公開している。

	<p>5-2 警察庁配布資料<2> (リーフレット「STOP! ネット犯罪」)</p> <p>6 総務省配布資料 (青少年インターネット環境整備に関する総務省の主な取組 (平成25年度))</p> <p>7-1 法務省配布資料<1> (啓発冊子「みんなともだち マンガで考える「人権」から抜粋」)</p> <p>7-2 法務省配布資料<2> (冊子「あなたは大丈夫? 考えよう! インターネットと人権」)</p> <p>7-3 法務省配布資料<3> (インターネット人権侵害問題対策バナー広告 掲載例)</p> <p>7-4 法務省配布資料<4> (子どもの人権問題に係る主な人権相談体制)</p> <p>7-5 法務省配布資料<5> (法務省人権擁護機関による人権侵害情報への対応)</p> <p>8-1 文部科学省配布資料<1> (子供の携帯電話やインターネットをめぐる問題に関する文部科学省の取組)</p> <p>8-2 文部科学省配布資料<2> (リーフレット「ちょっと待って! ケータイ&スマホ」(2014年版))</p> <p>8-3 文部科学省配布資料<3> (リーフレット「ちょっと待って! スマホ時代の君たちへ」(2014年版))</p> <p>9-1 経済産業省配布資料<1> (青少年インターネット利用環境整備に関する経済産業省の主な取組について)</p> <p>9-2 経済産業省配布資料<2> (リーフレット「保護者の皆様へ 大切なお知らせとお願い」)</p> <p>9-3 経済産業省配布資料<3> (リーフレット「セキュリーナとのお約束」)</p> <p>10 基本計画の見直しに向けた課題検討に係る意見聴取結果等</p>
参考資料	<p>1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の進捗状況(平成25年度)について(概要)</p> <p>2 青少年インターネット環境整備基本計画フォローアップ結果(平成25年度)</p> <p>3 平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書</p> <p>4 アメリカ・フランス・スウェーデン・韓国における青少年のインターネット環境整備状況等調査報告書</p>

開催日	第23回 平成26年5月22日(木)
主な議題	<p>1. 報告案件</p> <p>2. 青少年のインターネットの適切な利用に関する取組を行う関係団体等との意見交換(1)</p> <p>3. 青少年インターネット利用環境整備法及び基本計画に基づく施策の推進状況等に係る検討(2)</p>
意見交換	<p>・公益財団法人 日本ユニセフ協会</p> <p>・一般社団法人セーファーインターネット協会(SIA)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちのインターネット利用について考える研究会(子どもネット研) ・一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA) ・一般社団法人インターネットコンテンツ審査監視機構(I-ROI) ・愛知県
資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務省配布資料 (インターネット上の人権侵害情報に関する取組状況、人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例) 2 警察庁配布資料 (コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果について(平成 25 年下半年)) 3 日本ユニセフ協会配布資料(『子どもの権利とビジネス原則』インターネット環境整備への示唆) 4 (一社)セーファーインターネット協会配布資料 (団体概要) 5-1 子どもたちのインターネット利用について考える研究会配布資料<1> (子どもネット研が取り組む保護者を対象とした教育啓発について) 5-2 子どもたちのインターネット利用について考える研究会配布資料<2> (子どもたちのインターネット利用について考える研究会 第五期 効果検証指標ワーキンググループ報告書) 6 モバイルコンテンツ審査・運用監視機構配布資料 (青少年インターネット利用環境における現状の課題) 7-1 愛知県配布資料<1> (青少年インターネット利用に関する取組等について) 7-2 愛知県配布資料<2> (愛知県の教育現場から寄せられている声などを踏まえて) 7-3 愛知県配布資料<3> (インターネット上のいじめ等に関する取組に関するアンケートについて【文部科学省照会に対する愛知県の回答(抜粋)】) 7-4 愛知県配布資料<4> (愛知県青少年保護育成条例の一部改正の経緯) 7-5 愛知県配布資料<5> (保護者のための体験！体感！スマホ教室～危険を知って安全に使おう～) 8-1 内閣府配布資料<1> (青少年インターネット利用環境整備法及び基本計画に基づく施策の推進状況等に係る検討に関する書面意見 1) 8-2 内閣府配布資料<2> (青少年インターネット利用環境整備法及び基本計画に基づく施策の推進状況等に係る検討に関する書面意見 2)
参考資料	<ol style="list-style-type: none"> 1-1 内閣府参考資料<1> (『青少年の非行・被害防止全国強調月間』について) 1-2 内閣府参考資料<2> (平成 26 年度『青少年の非行・被害防止全国強調月間』実施要綱) 2 内閣府参考資料<3> (地方自治体における青少年を取り巻くインターネット利用環境等の地域情勢の特性等を踏まえた取組・課題等について)

開催日	第 24 回 平成 26 年 6 月 26 日(木)
主な議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 報告事項 2. 青少年のインターネットの適切な利用に関する取組を行う関係団体等との意見交換(2) 3. 青少年インターネット利用環境整備法及び基本計画に基づく施策の推進状況等に係る検討(3)
意見交換	<ul style="list-style-type: none"> ・一般財団法人インターネット協会 ・一般社団法人電気通信事業者協会(TCA) ・一般社団法人電子情報技術産業協会(JEITA) ・一般社団法人全国高等学校 PTA 連合会 ・安心ネットづくり促進協議会
資料	<ol style="list-style-type: none"> 1-1 内閣府配布資料<1> (「第二次児童ポルノ排除総合対策」取組状況(概要)) 1-2 内閣府配布資料<2> (「第二次児童ポルノ排除総合対策」取組状況(平成 25 年 5 月～平成 26 年 4 月)) 2 法務省配布資料 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案要綱) 3 文部科学省配布資料 (「中高生を中心とした子供の生活習慣づくりに関する検討委員会」における審議の整理) 4 インターネット協会配布資料 (インターネットの健全な発展のための最近の取組み) 5 電気通信事業者協会配布資料 (青少年の携帯電話・PHS 利用環境整備における取組みについて) 6 電子情報技術産業協会配布資料 (青少年インターネット環境整備法に対する機器メーカーの取組み状況) 7 全国高等学校 PTA 連合会配布資料 (青少年を取り巻くインターネット利用環境等の地域情勢の特性等を踏まえた取組・課題等(様式 2)) 8 安心ネットづくり促進協議会配布資料 (「安心ネットづくり促進協議会」の取組み) 9 内閣府配布資料<3> (青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム) 10 内閣府配布資料<4> (各都道府県及び指定都市における青少年インターネット環境整備に係る事業等一覧表)

開催日	第25回 平成26年10月2日(木)
主な議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 報告事項 2. 青少年のインターネットの適切な利用に関する取組を行う関係団体等との意見交換(3) 3. 青少年インターネット利用環境整備法及び基本計画に基づく施策の推進状況等に係る検討(4)
意見交換	・公益社団法人日本PTA全国協議会
資料	<ol style="list-style-type: none"> 1-1 これまでの検討会における主な意見(概要) 1-2 これまでの検討会における主な意見 2-1 文部科学省配布資料 (子供のための情報モラル育成プロジェクト) 2-2 文部科学省配布資料 (ICTを活用した教育の推進に関する懇談会 報告書(中間まとめ)のポイント(概要)) 3 総務省配布資料 (平成26年度 青少年のインターネット・リテラシー指標等) 4 警察庁配布資料 (平成26年上半期の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について1 検挙件数及び被害児童数の推移(図1)) 5 日本PTA全国協議会配布資料 (青少年のインターネット利用に関して) 6 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第2次)」に関する施策の評価等について
参考資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第2次)」に関する施策の評価等について(依頼) 2-1 青少年インターネットセッション 議長レポート(概要) 2-2 青少年インターネットセッション 議長レポート 3 世界最先端IT 国家創造宣言(平成26年6月24日) 4 創造的IT人材育成方針 5-1 インターネット上の子どもの保護に関する企業のためのガイドラインプレスリリース 5-2 インターネット上の子どもの保護に関する企業のためのガイドライン 6-1 企業のCSRに対する取組の動向に関する調査報告書(概要) 6-2 企業のCSRに対する取組の動向に関する調査報告書 子ども・若者育成支援推進大綱(「子ども・若者ビジョン」)の総点検報告書 8-1 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策 8-2 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策フォローアップ 9 鳥取県青少年健全育成条例

開催日	第26回 平成26年12月16日(火)
主な議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 報告事項 2. 青少年インターネット利用環境整備法及び基本計画に基づく施策の推進状況等に係る検討(5) 3. 青少年からの意見聴取 <ul style="list-style-type: none"> <1>「高校生 ICT Conference 2014」最終報告 <2>自由討論
資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 内閣府配布資料 (平成27年度青少年インターネット環境整備関係予算概算要求額総括表) 2-1 総務省配布資料<1> (青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備に向けた取組 ~平成27年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の実施について~) 2-2 総務省配布資料<2> (モバイル創生プラン もっと自由に、もっと身近で、もっと速く、もっと便利に) 2-3 総務省配布資料<3> (インターネットリテラシー・マナー等向上事例集) 3 経済産業省配布資料 (年末年始時期でのゲーム機メーカー合同による保護者に向けた「保護者による使用制限(ペアレンタルコントロール)」機能、「フィルタリング」利用の普及啓発活動について - 店頭での合同啓発チラシ配布の実施 -) 4 法・基本計画に基づく施策の推進状況等に係る検討結果報告書(案・骨子) 5 高校生 ICT Conference 2014 配布資料 (ネットとの上手な付き合い方)

開催日	第27回 平成27年2月18日(水)
主な議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 報告案件 2. 青少年インターネット利用環境整備法及び基本計画に基づく施策の推進状況等に係る検討(6)
資料	<ol style="list-style-type: none"> 1-1 警察庁配布資料<1> (携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨状況等実態調査の結果について) 1-2 警察庁配布資料<2> (携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨状況等実態調査) 2-1 内閣府配布資料<1> (平成26年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果(速報)) 2-2 内閣府配布資料<2> (青少年のインターネット利用環境実態調査(青少年用)) 2-3 内閣府配布資料<3> (青少年のインターネット利用環境実態調査(保護者用)) 2-4 内閣府配布資料<4> (青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備のための保護者に対する重点的な啓発活動(春のあんしんネット・新学期一斉行動)について(依頼))

	<p>2-5 内閣府配布資料<5> (クリスマス・年末年始に向けた青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備等に係る重点的な広報啓発活動について(依頼))</p> <p>2-6 内閣府配布資料<6> (卒業・進学・新入学等の時期における危険ドラッグ等の薬物乱用に係る広報啓発の強化及び青少年の再乱用防止対策の充実強化について(依頼))</p> <p>2-7 内閣府配布資料<7> (「青少年環境整備に係る事業一覧表」閲覧方法)</p> <p>2-8 内閣府配布資料<8> (青少年環境整備に係る事業等一覧表)</p> <p>3-1 法・基本計画に基づく施策の推進状況等に係る検討結果報告書(素案)</p> <p>3-2 法・基本計画に基づく施策の推進状況等に係る検討結果報告書(素案)第2章 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画の見直しに係る提言(新旧対照表)</p> <p>3-3 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書(素案)の主なポイント</p>
--	--

2 青少年インターネット利用環境整備に関する都道府県条例規制事項一覧

[平成27年2月23日現在]

都道府県名	制定年月日	最終改正年月日	携帯電話事業者等のフィルタリング提供義務等	インターネット接続事業者のフィルタリング提供義務等	インターネット接続端末を公衆の利用に供する事業者のフィルタリング提供義務等	インターネット接続機器製造販売事業者のフィルタリング提供義務等	サーバ管理者(情報売場者を含む)の閲覧防止努力義務等	保護者の閲覧防止努力義務等	携帯電話のフィルタリング解除に係る保護者の理由書提出義務	携帯電話のフィルタリング解除に係る保護者の理由書提出義務	スマートフォンの無線LAN接続時のフィルタリングに係る説明義務等	備考
1 北海道	S30.4.2	H26.10.14										
2 青森県	S54.12.24	H20.10.17										
3 岩手県	S54.12.21	H19.3.19										
4 宮城県	S35.3.31	H22.3.24										
5 秋田県	S53.10.5	H21.5.29										
6 山形県	S54.3.26	H20.12.19										
7 福島県	S53.3.30	H19.3.20										
8 茨城県	S37.10.6	H21.10.29										
9 栃木県	S51.7.6	H24.6.15										
10 群馬県	S36.4.1	H23.6.17			1							1「インターネットを利用することができる端末設備を青少年の利用に供する者」としてインターネットカフェ、公共施設、電器店などを想定。
11 埼玉県	S58.3.9	H25.6.29			2							2「インターネット接続端末を公衆の利用に供する者」として、インターネットカフェ、公共施設、電器店などを想定。
12 千葉県	S39.11.1	H23.12.27			3							3「インターネットの利用をさせる営業者」として、インターネットカフェ、まんが喫茶、個室ビデオ店の努力義務を規定。
13 東京都	S39.8.1	H22.12.22				-	-					
14 神奈川県	S30.1.4	H22.10.22										
15 新潟県	S52.3.31	H23.12.28										
16 富山県	S52.3.25	H19.9.28										
(インターネット上の有害情報に係る規制等の凡例) : フィルタリング提供義務 : フィルタリング提供努力義務 : フィルタリング解除理由書提出義務 : 情報提供・説明義務 : 情報提供・説明努力義務 : 青少年の有害情報閲覧防止義務 : 青少年の有害情報閲覧防止努力義務												

都道府県名	制定年月日	最終改正年月日	携帯電話事業者等のフィルタリング提供義務等	インターネット接続事業者等のフィルタリング提供義務等	インターネット接続端末を公衆の利用に供する事業者のフィルタリング提供義務等	インターネット接続機器製造販売事業者のフィルタリング提供義務等	サーバ管理者(情報通信省を含む)の閲覧防止努力義務等	保護者の閲覧防止努力義務等	携帯電話のフィルタリング解除に係る保護者の理由書提出義務	携帯電話のフィルタリング解除に係る保護者の理由書提出義務	スマートフォン等の無線LAN接続時のフィルタリングに係る説明義務等	備考
17 石川県	H19.3.22	H21.7.2										
18 福井県	S39.4.1	H20.3.25										
19 山梨県	S39.4.2	H22.2.1										
20 長野県	-	-										
21 岐阜県	S35.11.10	H26.10.15										
22 静岡県	S36.10.4	H22.12.28										—
23 愛知県	S36.3.28	H25.3.29			4							4 「インターネット接続端末を公衆の利用に供する事業者」としては、図書館、インターネットカフェなど青少年がインターネットを利用できる端末設備を有する施設の関係者。
24 三重県	S46.12.24	H26.3.27			5							5 「インターネットの端末設備を設置して公衆の利用に供する者」として、公共施設やインターネットカフェの管理者等。
25 滋賀県	S52.12.23	H20.3.28			6							6 「インターネット接続端末を公衆の利用に供する事業者」としては、いわゆる「インターネットカフェ」、「図書館」等を対象。
26 京都府	S56.1.9	H22.10.19				7						7 「インターネット接続機器」には、携帯電話も含まれる。
27 大阪府	S59.3.28	H26.10.31										
28 兵庫県	S38.3.31	H23.10.7										
29 奈良県	S51.12.22	H25.7.17		8	8	8	8					8 条文言言上「青少年の健全な育成が阻害されないために必要な措置を講ずる」努力義務が課されているが、これは「フィルタリング提供」「有害情報閲覧防止措置」も含まれると解釈している。
30 和歌山県	S53.10.19	H24.3.23										スマートフォン、携帯電話端末等が備える通信機能(Wi-Fi や Bluetooth)の説明を義務付けている
31 鳥取県	S55.12.25	H26.10.17										
(インターネット上の有害情報に係る規制等の凡例) : フィルタリング提供義務 : フィルタリング提供努力義務 : フィルタリング解除理由書提出義務 : 情報提供・説明義務 : 情報提供・説明努力義務 : 青少年の有害情報閲覧防止義務 : 青少年の有害情報閲覧防止努力義務												

都道府県名	制定年月日	最終改正年月日	携帯電話事業者等のフィルタリング提供義務等	インターネット接続事業者のフィルタリング提供義務等	インターネット接続端末を公衆の利用に供する事業者のフィルタリング提供義務等	インターネット接続機器製造販売事業者のフィルタリング提供義務等	サーバ管理者(情報発信者を含む)の閲覧防止努力義務等	保護者の閲覧防止努力義務等	携帯電話のフィルタリング解除に係る保護者の理由書提出義務	携帯電話のフィルタリング解除に係る保護者の理由書提出義務	スマートフォン等の無線LAN接続時のフィルタリングに係る説明義務等	備考
32 島根県	S40.3.26	H22.12.24										「何人も」の定義は、携帯電話事業者やインターネット接続事業者の全ての関係業者を含み、有害情報の閲覧防止措置にはフィルタリングの提供を含むものと解釈している。
33 岡山県	S52.6.16	H23.3.16										
34 広島県	S54.3.13	H26.10.9										—
35 山口県	S32.12.13	H24.4.1										
36 徳島県	S40.7.19	H22.12.22										
37 香川県	S27.8.10	H23.12.20										
38 愛媛県	S42.10.6	H18.3.24										
39 高知県	S52.12.22	H21.3.27										
40 福岡県	S31.6.30	H24.3.28			9							9 「インターネット接続端末を公衆の利用に供する事業者」としては、いわゆる「インターネットカフェ」を対象。
41 佐賀県	S52.7.29	H24.12.20				10						10 販売業者及び貸付業者に対するの情報提供・説明努力義務
42 長崎県	S53.4.1	H23.12.27										
43 熊本県	S46.6.8	H26.10.14										
44 大分県	S41.4.15	H25.7.1										
45 宮崎県	S52.7.28	H19.7.4										
46 鹿児島県	S36.12.22	H19.3.20										
47 沖縄県	S47.5.15	H26.3.31										
(インターネット上の有害情報に係る規制等の凡例) : フィルタリング提供義務 : フィルタリング提供努力義務 : フィルタリング解除理由書提出義務 : 情報提供・説明義務 : 情報提供・説明努力義務 : 青少年の有害情報閲覧防止義務 : 青少年の有害情報閲覧防止努力義務												

3 報告書（素案）に関する意見募集（パブリックコメント）の結果

報告書（案）に関する意見募集（パブリックコメント）の結果については、以下のとおりである。

【概要】

- 1 期間：平成27年 月 日（ ）から 月 日（ ）までの 日間
- 2 告知方法：内閣府ホームページ及び記者発表
- 3 意見提出方法：電子メール、郵送又はファックス

【意見提出状況】

- 1 主体別意見数： 件（ 個人、 団体）
- 2 内容別意見数： 件

4 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会委員

座長	清水 康敬	東京工業大学 監事(常勤)・名誉教授
座長代理	藤原 静雄	中央大学法科大学院 教授
委員	五十嵐 俊子	日野市立平山小学校 校長
"	植山 起佐子	臨床心理士コラボオフィス目黒 臨床心理士
"	奥山 八州夫	一般社団法人電気通信事業者協会 専務理事
"	尾花 紀子	ネット教育アナリスト
"	清原 慶子	三鷹市長
"	国分 明男	一般財団法人インターネット協会 副理事長
"	曾我 邦彦	公益社団法人日本PTA全国協議会 元会長
"	高橋 正夫	一般社団法人全国高等学校PTA連合会 元会長
"	半田 力	シャープ株式会社 執行役員 東京支社長
"	別所 直哉	一般社団法人セーファーインターネット協会 会長

[敬称略、役職は平成 27 年 2 月 18 日現在]